

東松島市一般廃棄物処理基本計画

平成29年3月

東松島市

目 次

1. ごみ処理基本計画策定の趣旨	1
1.1 背景	1
1.2 目的	2
1.3 計画目標年次.....	2
1.4 計画の位置づけ.....	2
2. 地域概況	3
2.1 自然特性.....	3
2.1.1 市の位置及び地勢.....	3
2.1.2 気象条件	4
2.1.3 自然環境	4
2.2 社会特性.....	5
2.2.1 人口及び世帯数	5
2.2.2 産業の状況	5
2.2.3 土地利用	9
3. ごみ処理基本計画	10
3.1 ごみ処理の現状.....	10
3.1.1 ごみ処理の基本的な流れ.....	10
3.1.2 ごみの排出及び処理状況.....	11
3.1.3 ごみの収集・運搬及び処理方法.....	22
3.1.4 ごみ処理に係るその他の事項	25
3.1.5 ごみ処理行政の動向.....	27
3.1.6 ごみ処理に係る評価及び課題	29
3.2 ごみ処理基本計画	30
3.2.1 基本理念及び基本方針	30
3.2.2 数値目標	32
3.2.3 ごみの発生量の見込み	33
3.2.4 ごみ処理に係る施策.....	35
3.2.5 行政・市民・事業者の役割.....	40

4. 生活排水処理基本計画	41
4.1 生活排水処理状況	41
4.1.1 生活排水処理の概要	41
4.1.2 生活排水処理の現状	42
4.1.3 本市の生活排水処理事業	45
4.1.4 生活排水処理に係る課題	50
4.2 生活排水処理基本計画の策定	51
4.2.1 生活排水処理の基本方針	51
4.2.2 数値目標の設定	51
4.2.3 生活排水処理形態別人口及び処理量の見込み	52
4.2.4 生活排水処理に係る施策	54

1. ごみ処理基本計画策定の趣旨

1.1 背景

国における循環型社会の形成に向けた廃棄物の3R（発生抑制（リデュース（Reduce））、再利用（リユース（Reuse））、再生利用（リサイクル（Recycle））の取組みは、資源有効利用促進法や個別物品の特性に応じた法整備等により、最終処分量の削減が実現するなど着実に進んできました。

宮城県（以下、「県」という。）においても、県民及び事業者、NPO等の関係団体、行政が協働で廃棄物の減量化や各種の廃棄物対策に取り組んだ結果、3Rの取組みに対する意識が醸成され、ごみの分別やリサイクルシステム構築によるごみの排出量削減やリサイクル率の向上などの成果が得られました。

東松島市（以下、「本市」という。）では、平成19年3月に東松島市一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成19年度から平成28年度）を策定し、『循環型社会の形成』を基本理念とし、平成19年度から廃食用油の拠点回収を、また、平成20年度から容器包装プラスチックの分別回収を開始する等、循環型社会の形成に取り組み、その成果を上げてまいりましたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下、「震災」という。）は、本市に甚大な被害を及ぼし市民の生活基盤や生活環境が一変したことから、循環型社会形成に対する取組みは大きく後退してしまいました。

国では、第三次循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月閣議決定）において、進むべき基本的方向を『質にも着目した循環型社会の形成』として、①リサイクル（Recycle）より優先順位が高い2R（リデュース（Reduce）、リユース（Reuse））の取組みがより進展する社会経済システムの構築、②使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進、③有害物質の適正な管理・処理、④新たな震災廃棄物対策指針の策定、⑤循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用、⑥低炭素・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の高度化を挙げています。

また、県でも宮城県循環型社会形成推進計画（第2期）（平成28年3月）において、基本理念を『リスタート！みやぎの3Rーリデュース・リユース・リサイクル』とし、復興状況と特性を考慮しながら、循環型社会の形成を一層推進していくため、「全ての主体の行動の促進」、「循環型社会を支える基盤の充実」、「循環資源の3R推進」及び「廃棄物の適正処理」を基本的な柱として、総合的かつ計画的に取り組んでいくこととしています。

このような中、本市は、東松島市第2次総合計画（平成28年3月）の分野別基本計画で示した『環境にやさしい資源が循環するまち』の実現に向けて、国や県の計画、本市の現況と課題を整理し、新たな東松島市一般廃棄物処理基本計画〔計画期間：平成29年度から平成38年度〕（以下、「本計画」という。）を策定します。

1.2 目的

一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号（以下、「廃棄物処理法」という。）」第 6 条第 1 項に基づいて、市町村が生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うために定めることが義務付けられている計画です。

本計画は、今後 10 年間に於ける本市のごみ処理事業を安定的かつ適正に進めていくために、現状の課題を整理し、今後の一般廃棄物処理の基本的な事項を長期的・総合的な視点に立って定めることを目的とします。

1.3 計画目標年次

本計画は、長期的展望に立った計画であることから、平成 29 年度を初年度、平成 38 年度を計画目標年次とした 10 年間の計画とします。

ただし、ごみ処理事業を取り巻く社会動向の変化等を踏まえ、概ね 5 年ごとに改定を行うほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動が生じた場合には、その都度見直しを行うこととします。

1.4 計画の位置づけ

本計画は廃棄物処理法に基づいて策定しますが、その他国の計画や宮城県の計画、東松島市第 2 次総合計画や環境基本計画といった上位計画との整合性を図ります。

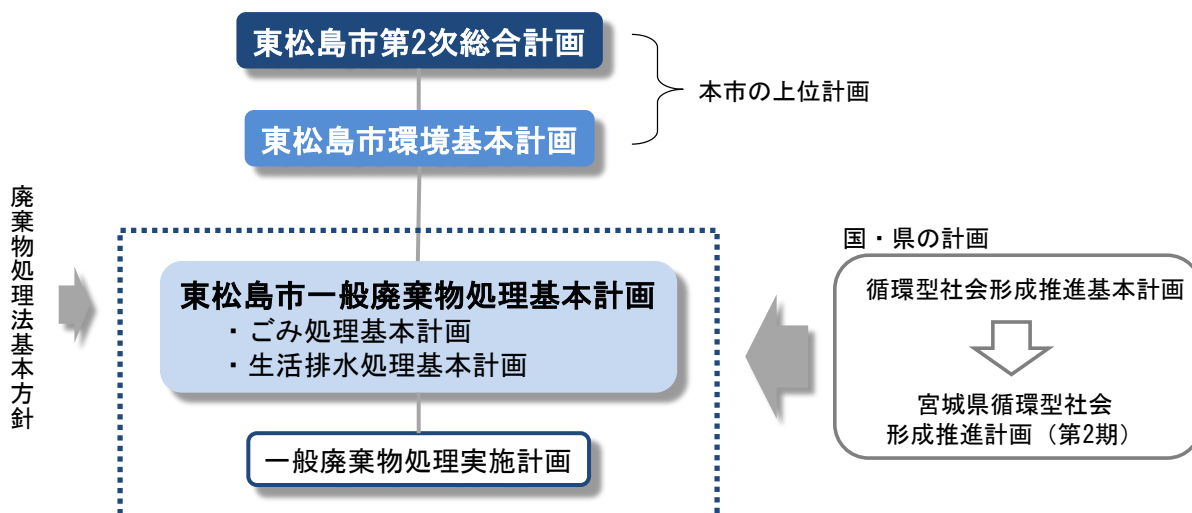


図 1-1 計画の位置づけ

2. 地域概況

2.1 自然特性

2.1.1 市の位置及び地勢

本市は、宮城県東部に位置し、仙台市から北東に約 30km の距離にあり、東は石巻市、西は松島町、北は美里町に接し、南は太平洋に面しています。

市域面積は 101.86km² で、市域の東部は肥沃な田園が広がる平坦な地形、中央部は四方を一望できる桜の名所「滝山」を中心とする丘陵地、西部は一級河川鳴瀬川・吉田川が太平洋に注いでいます。また、南西部には風光明媚な日本三景の一つに数えられる「特別名勝松島」を有し、変化に富んだ美しい自然景観を有しています。



出典：東松島をもっと楽しむためのガイドブック

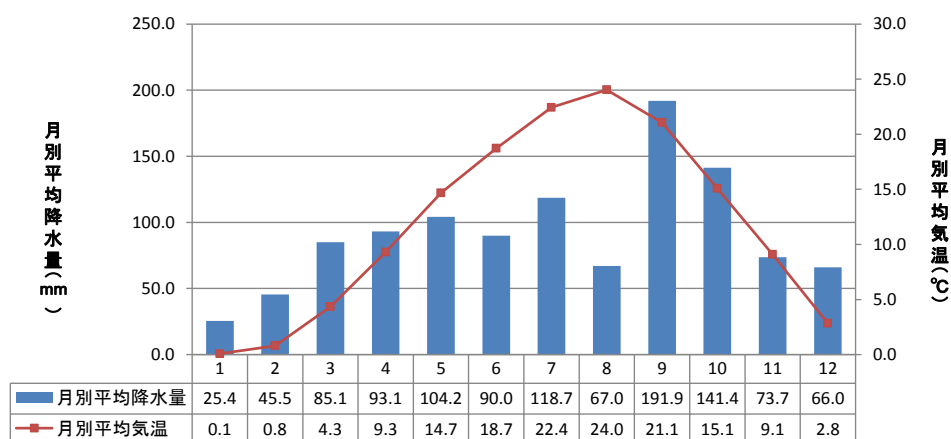
図 2-1 東松島市位置図

2.1.2 気象条件

過去5年間（平成23年～27年）における月別平均降水量及び平均気温を図2-2に示します。

平均降水量は9月が最も多く191.9mm、1月が最も少なく25.4mmとなっており、年間平均降水量は91.8mm/月となっています。

一方、平均気温は8月が最も高く24.0℃、1月が最も低く0.1℃となっており、年間平均気温は11.9℃となっています。



出典：気象庁（石巻観測所）

図 2-2 過去5年間（平成23年～27年）の月別平均降水量及び平均気温

2.1.3 自然環境

本市の東側の大部分は標高2～3m程度の平坦な地形となっており、中江川や赤井堀が合流して太平洋に注ぐ定川と浜市地区から石巻市に至る北上運河が流れています。西側には奥羽山脈、船形山北麓を源とする鳴瀬川と吉田川が平行しながら市を横断し、太平洋に流れています。野蒜・宮戸地区は国の「特別名勝松島」に指定されており、奥松島の観光地として広く知られています。



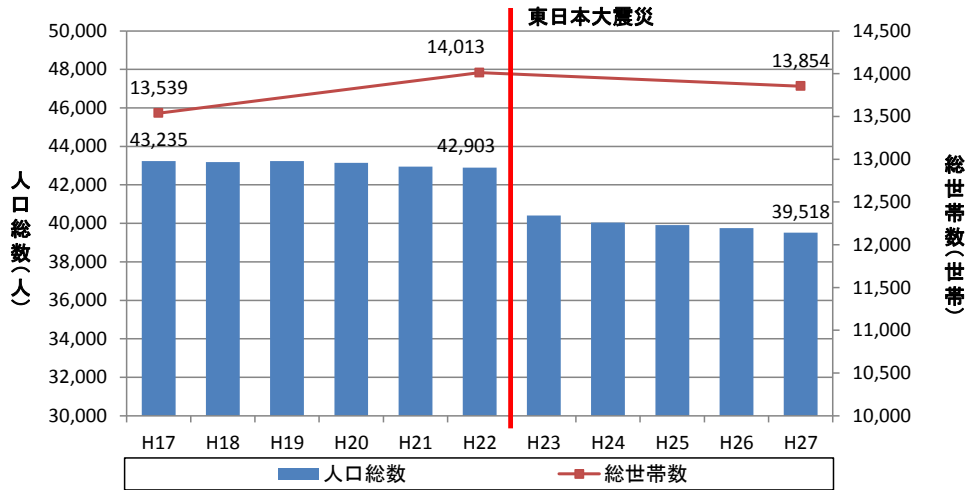
図 2-3 奥松島の自然環境

2.2 社会特性

2.2.1 人口及び世帯数

過去 10 年間（平成 17 年度～27 年度）の人口及び世帯数の推移を図 2-4 に示します。

平成 27 年度の人口は 39,518 人、世帯数は 13,854 世帯となっています。人口及び世帯数は平成 22 年から 23 年にかけて大きく減少しており、震災の影響が顕著に表れています。



出典：宮城県推計人口（平成 17 年、平成 22 年及び平成 27 年は国勢調査）

図 2-4 過去 10 年間（平成 17 年度～27 年度）の人口及び世帯数の推移

2.2.2 産業の状況

(1) 産業大分類別就業人口

産業大分類別就業人口及び構成比を表 2-1 に、その推移を図 2-5 に示します。

平成 26 年度の実業人口は 9,377 人となっており、平成 22 年度と比較すると半数以下となっています。産業大分類別の就業人口構成比は、第 1 次産業が 2.0%、第 2 次産業が 26.6%、第 3 次産業が 71.4%となっており、平成 22 年度以前と比較し、第 1 次産業の割合が少なく、第 3 次産業の割合が多い構造に変化しています。就業人口及び就業人口面での産業構造の変化は震災の影響を受けたものと推測されます。

表 2-1 産業大分類別就業人口及び構成比

		就業人口：人				就業人口構成比：%		
		第 1 次	第 2 次	第 3 次	計	第 1 次	第 2 次	第 3 次
東松島市	H12	2,237	6,171	12,228	20,636	10.8	29.9	59.3
	H17	2,116	5,470	12,767	20,353	10.4	26.9	62.7
	H22	1,819	5,054	13,012	19,885	9.1	25.4	65.4
	H26	190	2,494	6,693	9,377	2.0	26.6	71.4
宮城県	H22	53,219	234,210	746,752	1,034,181	5.1	22.6	72.2
全国		2,381,415	14,123,282	39,646,316	56,151,013	4.2	25.2	70.6

出典：国勢調査（平成 26 年は東松島市統計「産業大分類別事業所数・就業者数」）

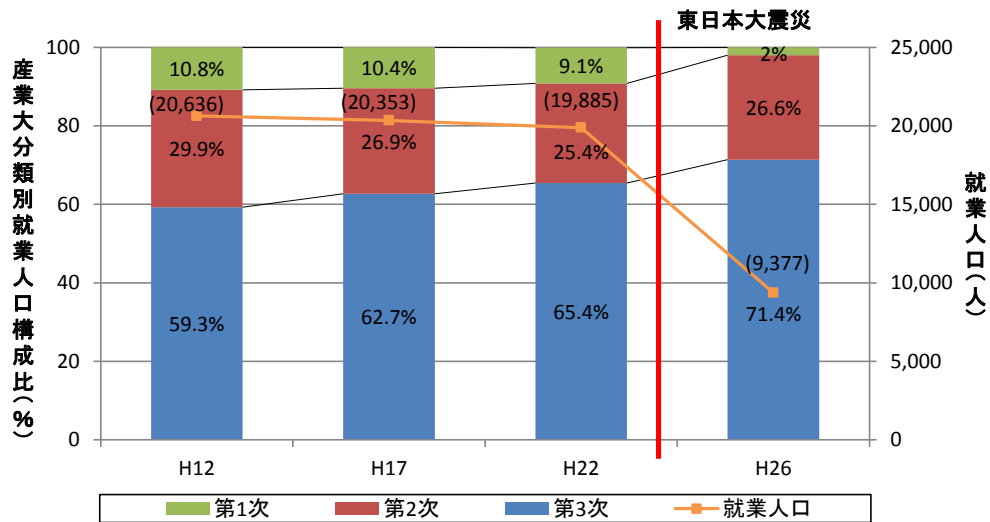


図 2-5 産業大分類別就業人口構成比及び就業人口の推移

(2) 各産業の生産状況

1) 工業

年間工業製品出荷額の推移を図 2-6 に示します。

平成 25 年度の年間工業製品出荷額は 133 億円となっています。出荷額は平成 17 年以降減少を続けており、震災後の平成 23 年度には 100 億円まで落ち込みましたが、現在は震災以前の平成 22 年度水準にまで回復しています。

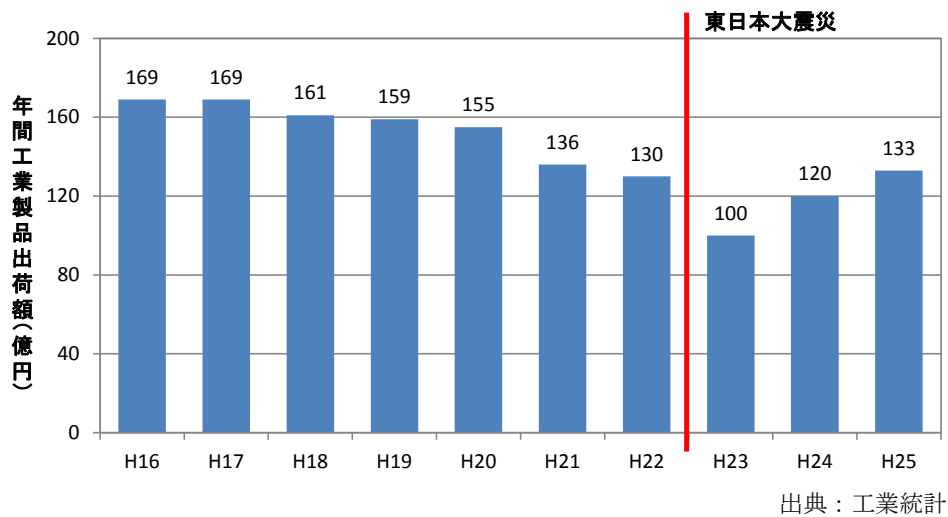


図 2-6 年間工業製品出荷額の推移

2) 商業

年間商品販売額の推移を図 2-7 に示します。

平成 26 年度の年間商品販売額は 403 億円となっています。販売額は平成 16 年度以降減少し、震災後の平成 24 年度には 269 億円まで落ち込みました。現在は平成 19 年度を約 50 億円上回る水準まで回復しています。

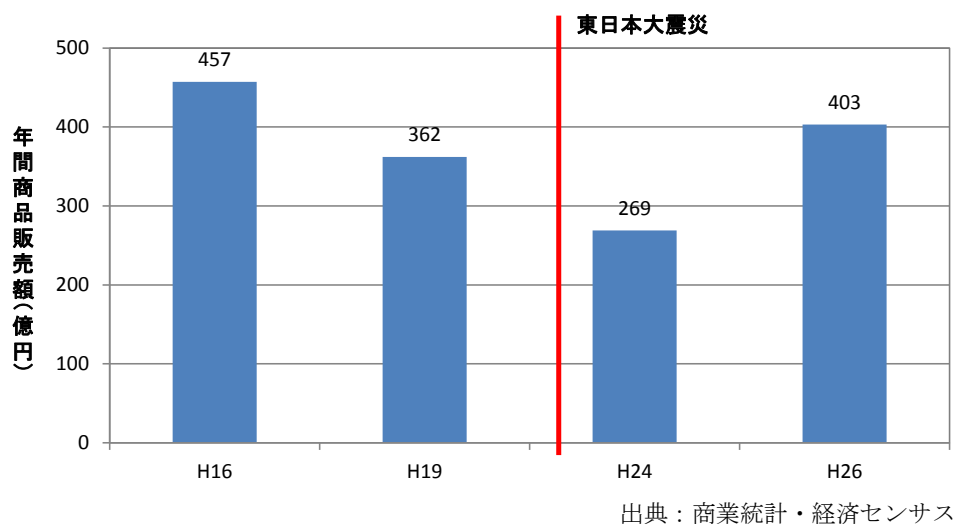


図 2-7 年間商品販売額の推移

3) 農業

年間農業産出額の推移を図 2-8 に示します。

平成 25 年度の年間農業産出額は 34 億円となっています。産出額は震災後の平成 23 年度に 25.8 億円まで落ち込みましたが、現在は徐々に回復しています。

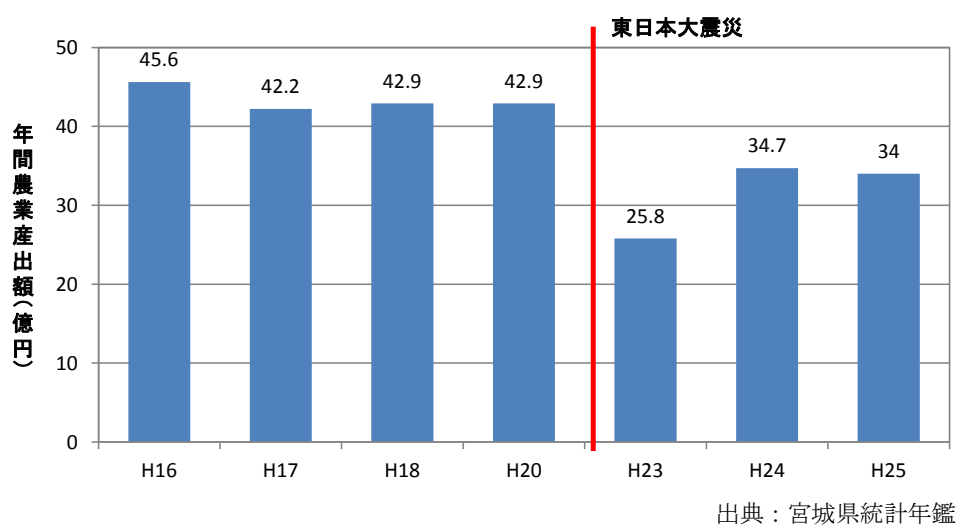


図 2-8 年間農業算出額の推移

4) 漁業

年間漁業取扱高（のり、カキむき身の協同販売額の合計 [矢本支所・鳴瀬支所・宮戸支所・宮戸西部支所]）の推移を図 2-9 に示します。

平成 25 年度の年間漁業取扱高は 13.1 億円となっています。取扱高は平成 21 年度以降減少しており、震災後の平成 23 年度には 4.5 億円まで落ち込みましたが、現在は徐々に回復しています。

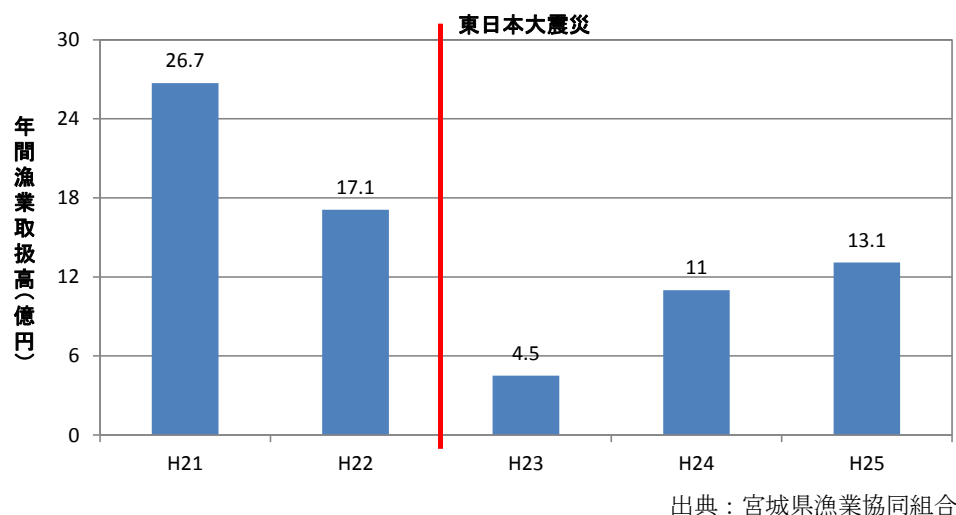


図 2-9 年間漁業取扱高の推移

5) 観光

年間観光入り込み客数及び宿泊観光客数の推移を図 2-10 に示します。

平成 26 年度の年間観光入り込み客数は 36 万 5 千人、年間宿泊観光客数は 4 万 1 千人となっています。震災後の平成 23 年度以降、観光入り込み客数及び宿泊観光客数共に大幅に減少しており、震災の影響が顕著に表れています。

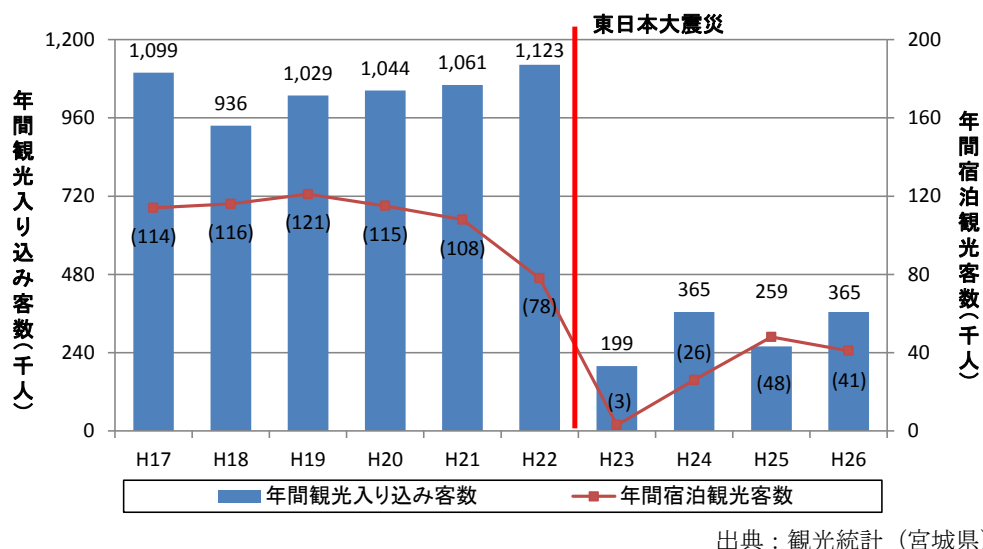
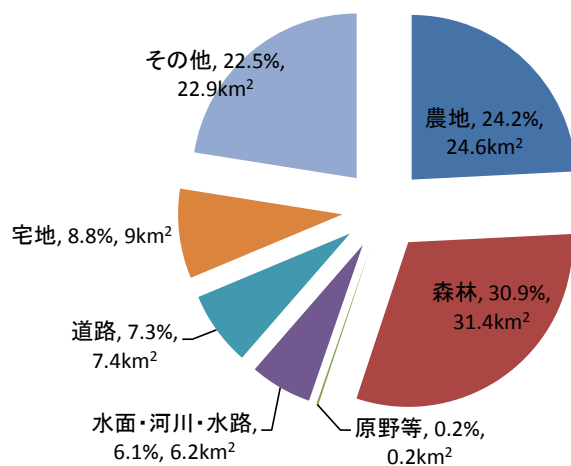


図 2-10 年間観光入り込み客数及び宿泊観光客数の推移

2.2.3 土地利用

平成 27 年度における土地利用状況を図 2-11 に示します。

土地利用は森林が最も多く 30.9%、次に農地 24.2%が多くなっています。続いて、その他が 22.5%、宅地が 8.8%、道路が 7.3%、水面・河川・水路が 6.1%、原野等が 0.2%となっています。



出典：東松島市第2次総合計画

図 2-11 平成 27 年度における土地利用状況

3. ごみ処理基本計画

3.1 ごみ処理の現状

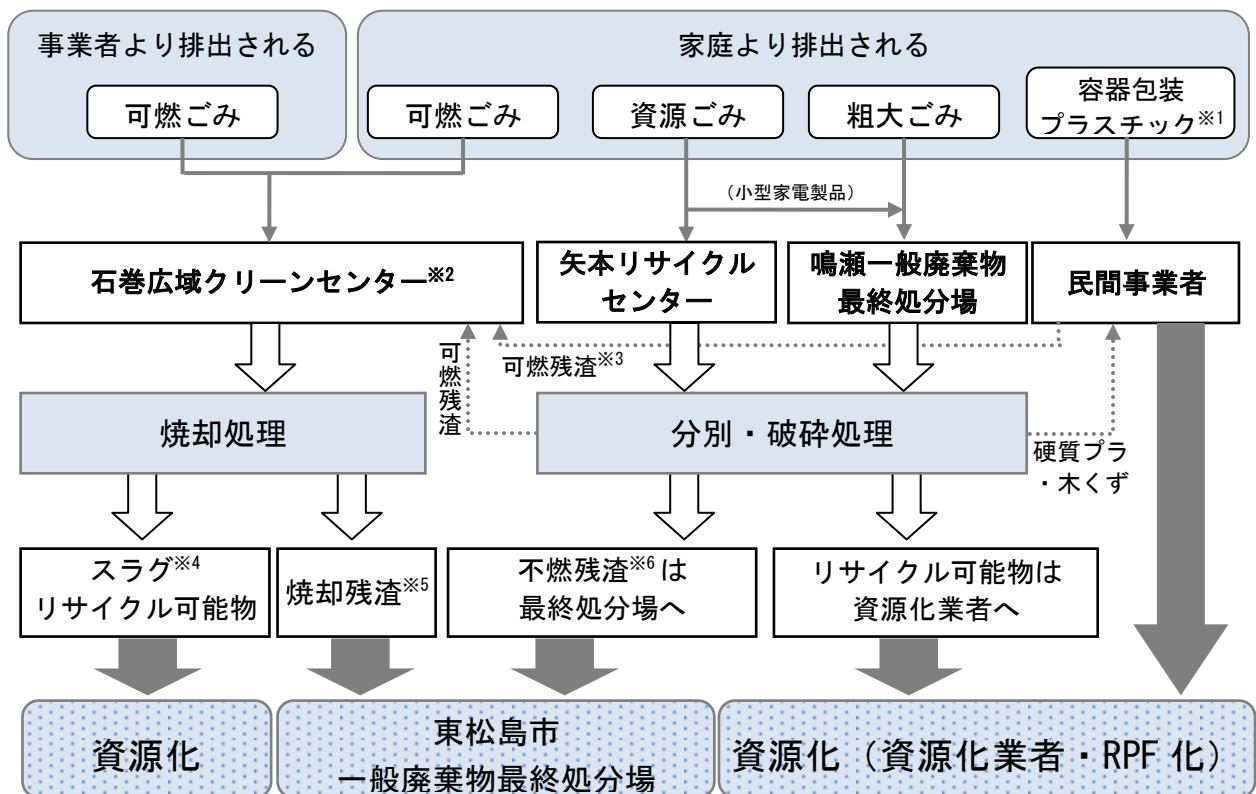
3.1.1 ごみ処理の基本的な流れ

ごみ処理の基本的な流れを図 3-1 に示します。

本市では家庭から「可燃ごみ」、「容器包装プラスチック」、「資源ごみ（缶、びん、ペットボトル、ガラス・陶器類、紙類、衣類・布類、不燃ごみ、有害ごみ）」、「粗大ごみ」が、事業者からは「可燃ごみ」が排出されています。

それらのごみは「石巻広域クリーンセンター」、「矢本リサイクルセンター」、「鳴瀬一般廃棄物最終処分場」、民間事業者の中間処理施設で処理（焼却や分別・破碎等）しています。

中間処理後、リサイクル可能物は資源化業者へ引き渡し、焼却残渣及び不燃残渣は東松島市一般廃棄物最終処分場で埋立処分をしています。なお、スラグは道路の路盤材として資源化しています。



- ※1：容器包装プラスチックはRPF（古紙及びプラスチックを原料とした固形燃料）化しています。
- ※2：石巻広域クリーンセンターは石巻広域行政事務組合により運営されており、石巻広域圏2市1町（石巻市、東松島市、女川町）のごみを受け入れています。
- ※3：可燃残渣とは、資源ごみ等を分別・破碎した際に、「焼却処理するごみ（リサイクル及び埋立処分に適さないごみ）」と分別されたごみを指します。
- ※4：スラグとは、ごみを燃やした際に発生した灰が熔融・冷却され、固化されたものを指します。
- ※5：焼却残渣とは、飛灰、清掃灰、流動床の砂を指します。
- ※6：不燃残渣とは、資源ごみ等を分別・破碎した際に、「埋立するごみ（リサイクル及び焼却処分に適さないごみ）」と分別されたごみを指します。

図 3-1 ごみ処理の基本的な流れ

3.1.2 ごみの排出及び処理状況

(1) ごみの分別区分

ごみの分別区分及び排出方法を表 3-1 に示します。

本市での分別区分は、「可燃ごみ」、「資源ごみ（容器包装プラスチック、空き缶、生きびん、使い捨てびん、ペットボトル、ガラス・陶器類、紙類、衣類・布類、不燃ごみ、有害ごみ）」、「粗大ごみ」となっており、各ごみは指定袋やコンテナボックス等でリサイクルステーションに排出されています。

表 3-1 ごみの分別区分及び排出方法

区分		内容	排出容器	排出場所
可燃ごみ		紙、木くず、生ごみ等	指定袋	リサイクルステーション
資源ごみ	容器包装プラスチック	プラスチック製ボトル類、ポリ袋、ラップ類、トレイ類、発泡スチロール 等	指定袋	
	空き缶	飲食用アルミ缶・スチール缶	コンテナボックス	
	生きびん	ビールびんや一升びんなどの洗浄して再利用できるびん	コンテナボックス	
	使い捨てびん	ジュースや飲食用のびんで茶色・無色透明・その他の色に分ける	コンテナボックス	
	ペットボトル	ペットボトル類	収集用ネット	
	ガラス・陶器類	茶碗、皿、グラス類、食器、せともの類、ガラス容器類	コンテナボックス	
	紙類	新聞紙・雑誌、段ボール、紙パック、その他の紙	無し（紙紐 ^{ひも} で縛る）	
	衣類・布類	衣類・布類	無し（紐で縛る）	
	不燃ごみ	なべ等の金属類、スプレー缶、使い捨てライター等、小型家電製品	コンテナボックス	
有害ごみ	蛍光灯、水銀体温計、乾電池	コンテナボックス		
粗大ごみ （一片 40cm 以上）		電化製品、家具類、硬質プラ 等	戸別収集	—

(2) ごみの排出状況

1) ごみ総排出量及び1人1日当たり排出量

表 3-2 にごみ排出量の推移、図 3-2 にごみ総排出量及び人口の推移、図 3-3 に1人1日当たりごみ排出量及び1日当たり事業系ごみ排出量の推移を示します。

平成 27 年度のごみ総排出量は 13,786 t、家庭系ごみは 10,853 t、事業系ごみは 2,933 t です。ごみ総排出量は、平成 20 年度に前年比で 2,192 t 減少しています。これは平成 19 年度末に「ごみ非常事態宣言」を行ったためです。家庭系ごみは平成 24 年度以降、増加傾向にあり、事業系ごみも平成 25 年度以降、増加しています。

平成 27 年度の1人1日当たりの排出量は 953 g/人・日、家庭系ごみは 750 g/人・日、1日当たりの事業系ごみ排出量は 8,014 kg/日です。人口は減少していますが、平成 21 年度以降、1人1日当たり排出量は増加傾向にあります。

表 3-2 ごみ排出量の推移

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人口（人）	43,191	43,240	43,149	42,945	42,903	40,409	40,035	39,908	39,747	39,518
ごみ総排出量（t）	15,312	15,342	13,150	13,244	12,846	13,310	12,922	13,179	13,534	13,786
家庭系ごみ	13,154	13,160	10,910	11,004	10,586	10,082	10,283	10,544	10,730	10,853
事業系ごみ	2,158	2,182	2,240	2,240	2,260	3,228	2,639	2,635	2,804	2,933
1人1日当たりの 排出量（g/人・日）	971	969	835	845	820	900	884	905	933	953
家庭系ごみ	834	832	693	702	676	682	704	724	740	750
1日当たりの事業系 ごみ排出量（kg/日）	5,912	5,962	6,137	6,137	6,192	8,820	7,230	7,219	7,682	8,014

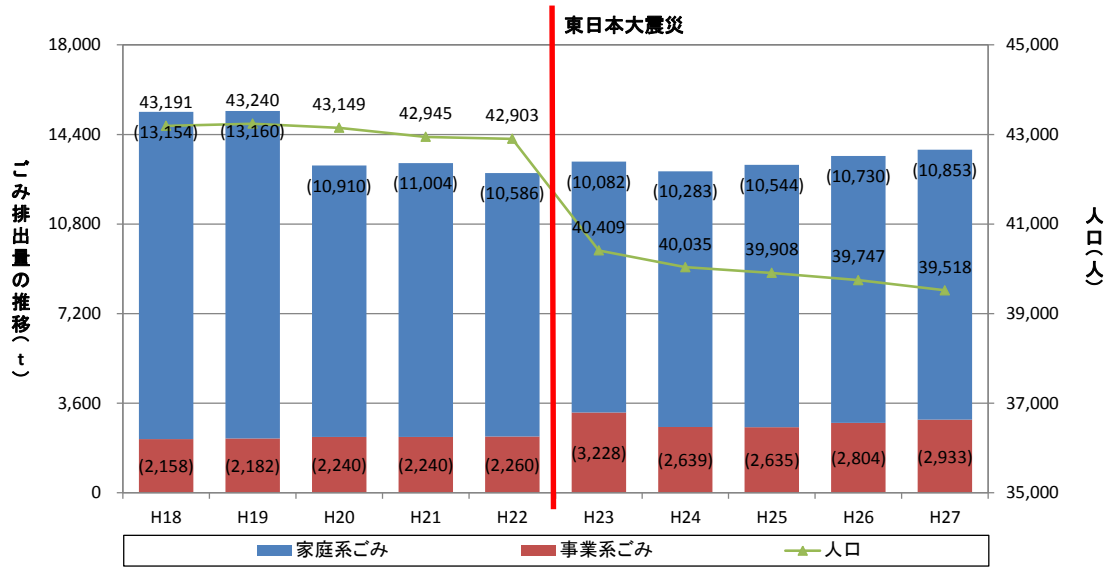


図 3-2 ごみ総排出量及び人口の推移

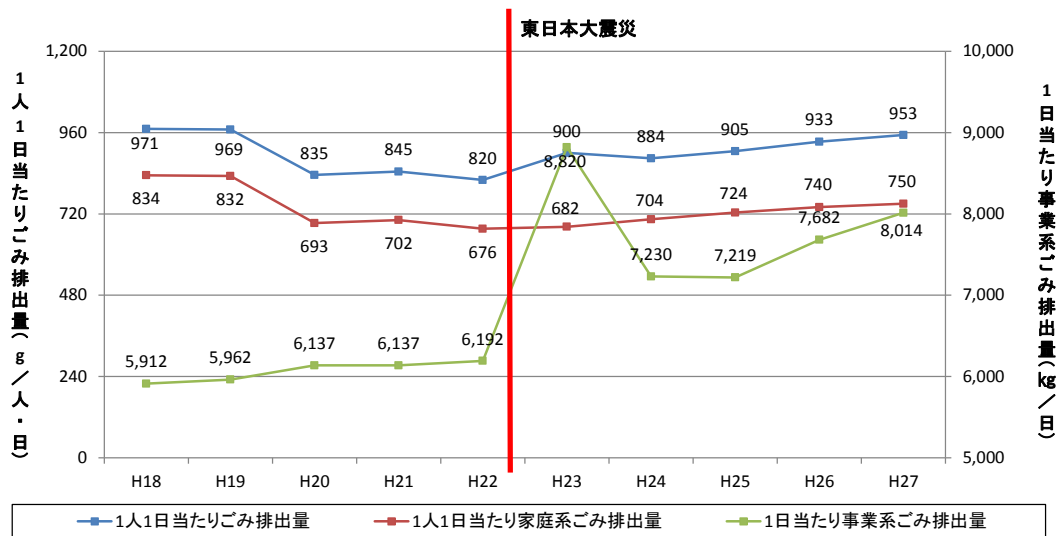


図 3-3 1人1日当たりごみ排出量及び1日当たり事業系ごみ排出量の推移

2) ごみ排出の内訳

表 3-3 及び図 3-4 にごみ排出の内訳の推移を、図 3-5 に平成 27 年度におけるごみ排出の内訳を示します。

平成 27 年度の可燃ごみは 10,828 t、資源ごみは 2,061 t、粗大ごみは 458 t、廃食油は 3 t、集団回収量は 436 t であり、図 3-5 に示すとおり可燃ごみのごみ排出のほぼ 8 割を占めています。震災以降、総排出量は増加傾向になる中、集団回収量のみ回収量が減少しています。

表 3-3 ごみ排出の内訳の推移

単位：t

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
可燃ごみ	11,576	11,243	10,169	10,164	9,845	10,820	10,194	10,306	10,593	10,828
資源ごみ	2,408	2,459	2,256	2,354	2,185	2,030	2,072	2,044	2,055	2,061
粗大ごみ	1,017	1,313	297	272	339	116	187	293	429	458
廃食油	—	9	10	9	9	0	3	3	3	3
集団回収量	311	318	418	445	468	344	466	533	454	436
総排出量	15,312	15,342	13,150	13,244	12,846	13,310	12,922	13,179	13,534	13,786

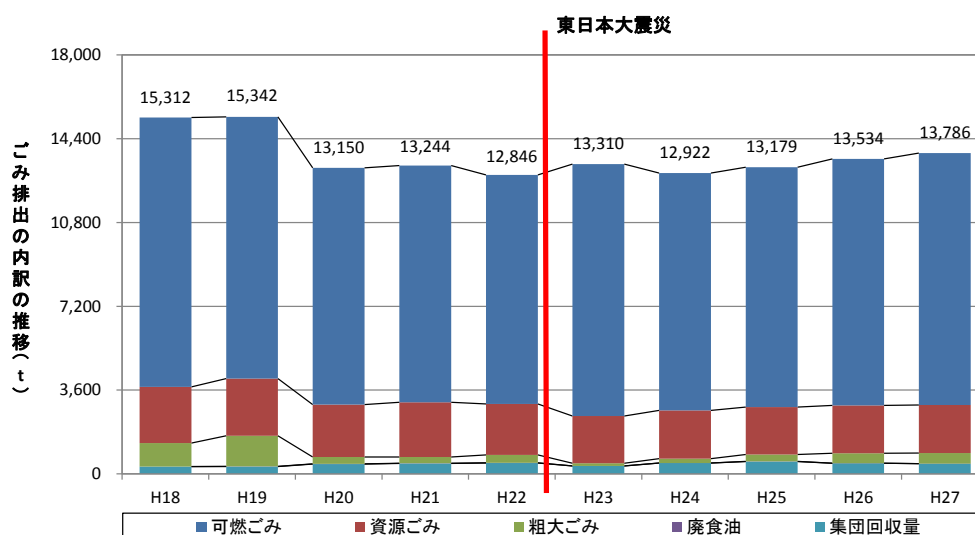


図 3-4 ごみ排出の内訳の推移

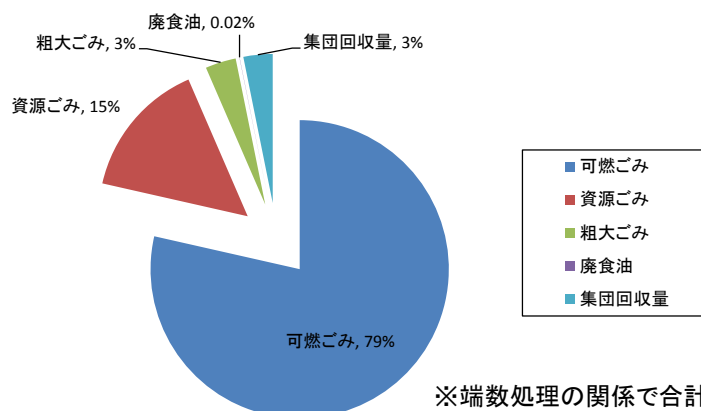


図 3-5 平成 27 年度におけるごみ排出の内訳

(3) ごみの三成分・種類組成

1) ごみの三成分

表 3-4 及び図 3-6 にごみの三成分の推移を示します。

平成 27 年度の可燃分は 44.8%、水分は 48.3%、灰分は 6.9%となっています。平成 18 年度からの推移では、可燃分に微量の減少、水分に微量の増加が見受けられます。灰分は 7%前後で推移しています。

なお、ごみの三成分は石巻広域クリーンセンターへ搬入される石巻市、本市、女川町のごみの成分となります。

表 3-4 ごみの三成分の推移

単位：%

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
可燃分	48.4	50.6	47.0	43.5	46.3	45.3	43.4	46.6	45.7	44.8
水分	44.7	40.6	45.8	49.4	47.4	47.9	49.2	46.2	47.0	48.3
灰分	7.0	8.9	7.2	7.1	6.3	6.8	7.4	7.3	7.4	6.9

※平成 18～24 年度は年 7 回、平成 25～27 年度は年 12 回の測定結果の平均を示しています。

出典：石巻広域クリーンセンター

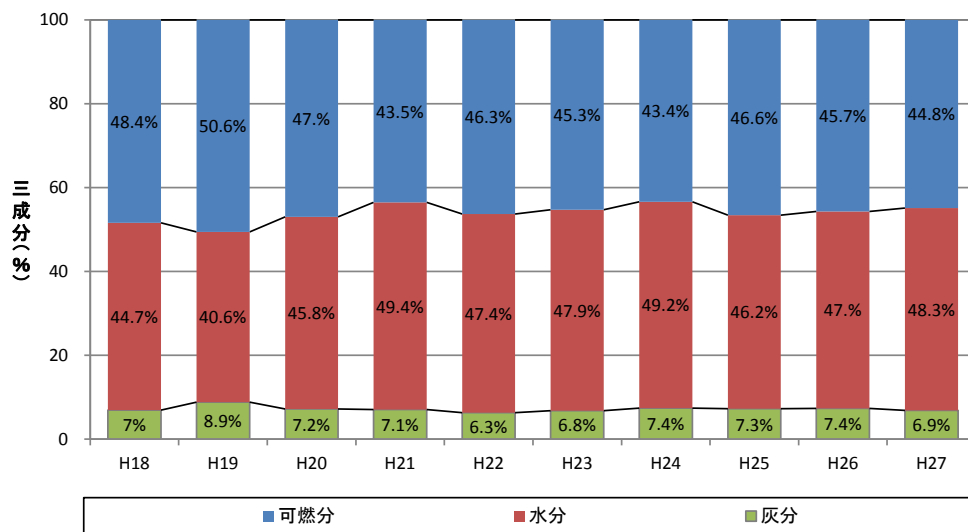


図 3-6 ごみの三成分の推移

2) ごみの種類組成

表 3-5 及び図 3-7 にごみの種類組成の推移を示します。

平成 27 年度のごみ種類組成の中で最も大きな割合を占めているのは、「紙類、布類」の 30.8%であり、続いて「ゴム、プラ、合成樹脂、皮革類」の 27.4%、「^{ちゅうがい}厨芥類」の 25.4%となっています。これら 3 種類で組成割合の 80%を超えており、残りは「木、竹、わら類」が 9.7%、「その他」が 5.1%、「不燃物」が 1.6%です。

年度ごとで各組成の割合に増減が見られますが、過去 10 年間の平均と平成 18 年度の実績を比較すると、組成割合の傾向に大きな変化は見られません。

なお、ごみの種類組成は石巻広域クリーンセンターへ搬入される石巻市、本市、女川町のごみの種類組成となります。

表 3-5 ごみの種類組成の推移

単位：%

種類組成	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	平均
紙類、布類	35.8	33.8	37.6	39.4	37.2	30.9	39.4	38.1	36.5	30.8	35.9
ゴム、プラ、合成樹脂、皮革類	26.3	32.9	28.8	26.7	29.9	29.8	28.1	28.3	30.1	27.4	28.8
木、竹、わら類	9.6	8.1	5.0	7.1	7.7	10.3	6.9	7.4	9.1	9.7	8.1
厨芥類	22.9	17.3	23.4	21.0	18.4	20.9	18.2	17.5	19.0	25.4	20.4
不燃物	1.9	5.6	2.6	3.9	2.7	3.1	3.0	1.7	1.1	1.6	2.7
その他	3.6	2.5	2.7	2.0	4.2	5.1	4.5	7.0	4.2	5.1	4.1

※平成 18～24 年度は年 7 回、平成 25～27 年度は年 12 回の測定結果の平均を示しています。

出典：石巻広域クリーンセンター

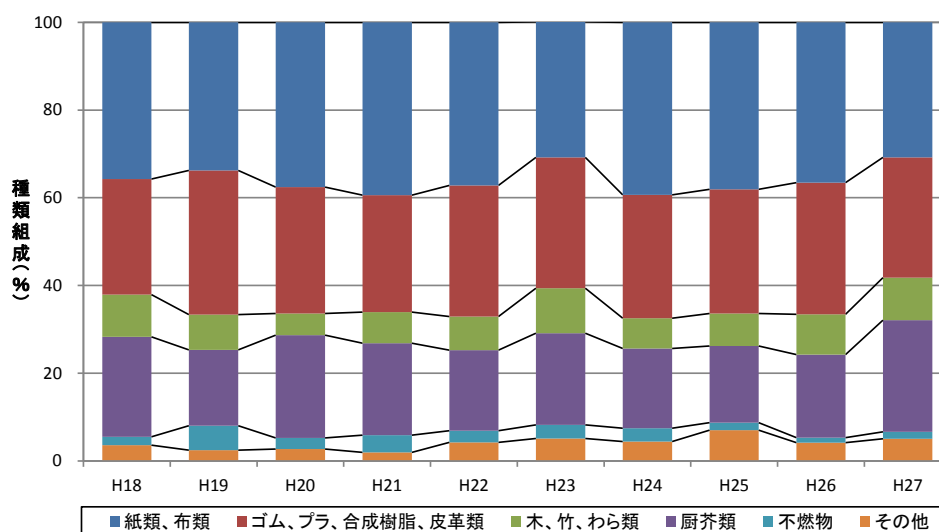


図 3-7 ごみの種類組成の推移

(4) ごみの処理状況

1) ごみの焼却処理の状況

表 3-6 及び図 3-8 にごみの焼却処理の状況を示します。

平成 27 年度の焼却処理量は 11,078 t であり、そのうち可燃ごみは 10,828 t、他の中間処理施設より搬入された可燃残渣は 250 t となっています。可燃ごみは平成 25 年度以降、可燃残渣は平成 24 年度以降、増加しています。

ごみ総排出量に占める焼却処理量の割合を示した焼却処理率は 80% 程度です。

表 3-6 ごみの焼却処理の状況

単位：t

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
焼却処理量	12,072	12,183	10,254	10,288	9,983	10,853	10,257	10,394	10,741	11,078
可燃ごみ	11,576	11,243	10,169	10,164	9,845	10,820	10,194	10,306	10,593	10,828
可燃残渣	496	940	85	124	138	33	63	88	148	250
焼却処理率 (%)	79	79	78	78	78	82	79	79	79	80

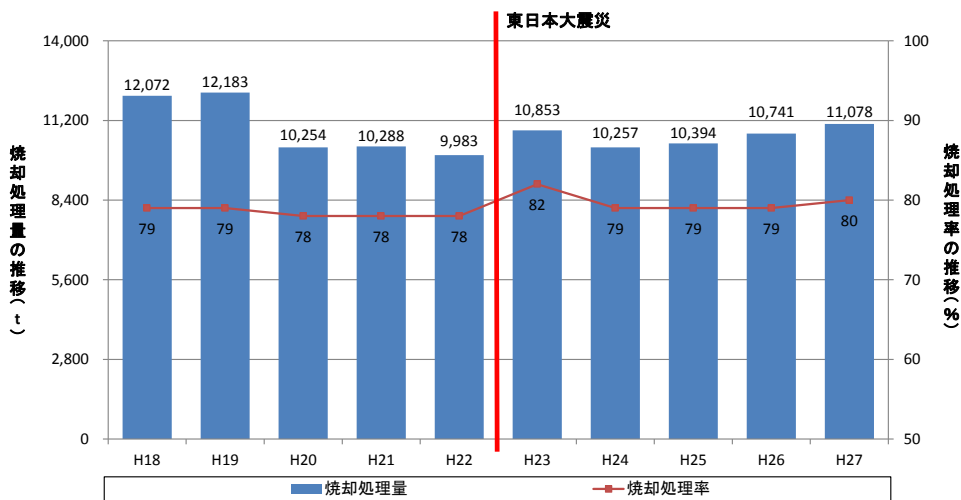


図 3-8 ごみの焼却処理の状況

2) ごみの資源化処理の状況

表 3-7 及び図 3-9 にごみの資源化処理の状況を、図 3-10 に平成 27 年度のごみの資源化の内訳を示します。

平成 27 年度の資源化量は 2,655 t で、資源化率は 19% です。年度により増減がありますが、資源化率は 20% 前後で推移しています。また、資源化量に焼却施設資源化量を加えたリサイクル量は 2,992 t で、リサイクル率は 22% となっています。

資源化の内訳では、紙類が最も多く 54%、次に缶・びんの 19%、粗大ごみの 8% となっており、これら 3 つの品目で全体の 80% を占めています。

表 3-7 ごみの資源化処理の状況

単位：t

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
資源化量	2,917	3,101	2,734	2,880	2,736	2,260	2,578	2,655	2,644	2,655
容器包装プラスチック	—	—	—	198	179	109	142	142	135	139
缶・びん	707	707	645	620	607	474	479	540	520	498
ペットボトル	113	118	115	113	114	101	118	119	111	115
ガラス・陶器類	67	101	79	76	79	82	74	61	62	70
紙類	1,683	1,712	1,669	1,604	1,490	1,320	1,480	1,521	1,458	1,429
衣類・布類	18	46	76	86	92	44	68	66	78	91
その他金属類	0	1	1	1	2	72	64	59	62	70
有害ごみ	21	17	18	17	10	9	26	1	16	14
その他	0	0	1	2	5	3	5	2	4	6
粗大ごみ	308	390	120	154	149	46	119	141	195	220
廃食油	—	9	10	9	9	0	3	3	3	3
資源化率 (%)	19	20	21	22	21	17	20	20	20	19
焼却施設資源化量※1	371	448	264	251	253	122	424	437	364	360
スラグ	329	402	229	218	216	86	370	399	330	320
金属	35	38	29	28	31	32	45	33	28	33
アルミ	7	8	6	5	6	4	9	5	6	7
リサイクル量	3,288	3,549	2,998	3,131	2,989	2,344	2,992	3,092	3,002	2,992
リサイクル率※2 (%)	21	23	23	24	23	18	23	23	22	22

※1：石巻広域クリーンセンターへの搬入量を基に、同施設から排出されるスラグ量、アルミ、金属類を各市町の搬入量で按分しています。

※2：リサイクル率はリサイクル量（資源化量＋焼却施設資源化量）を総排出量で除したものです。

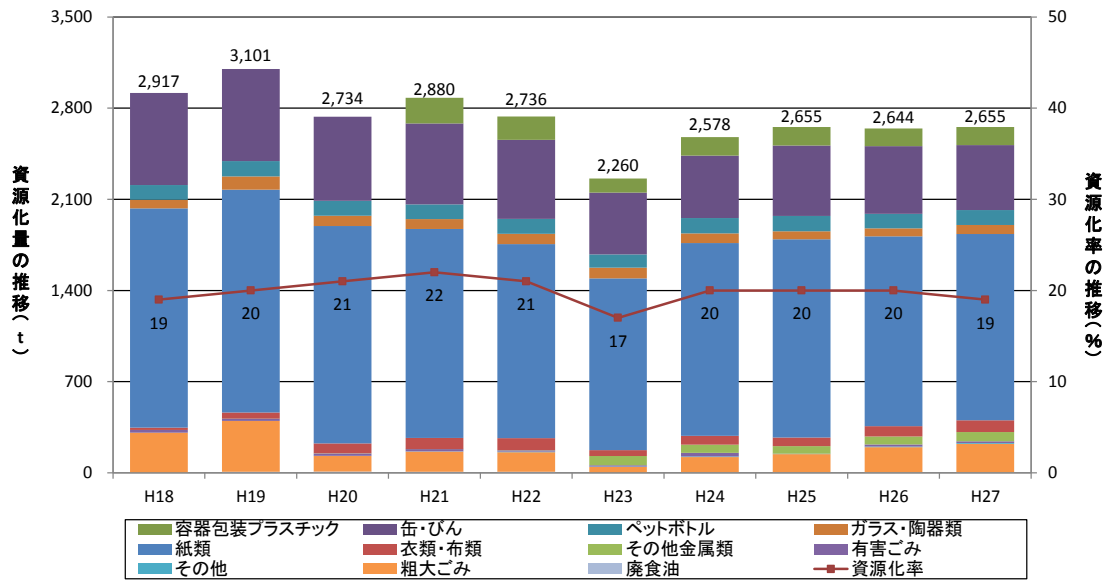
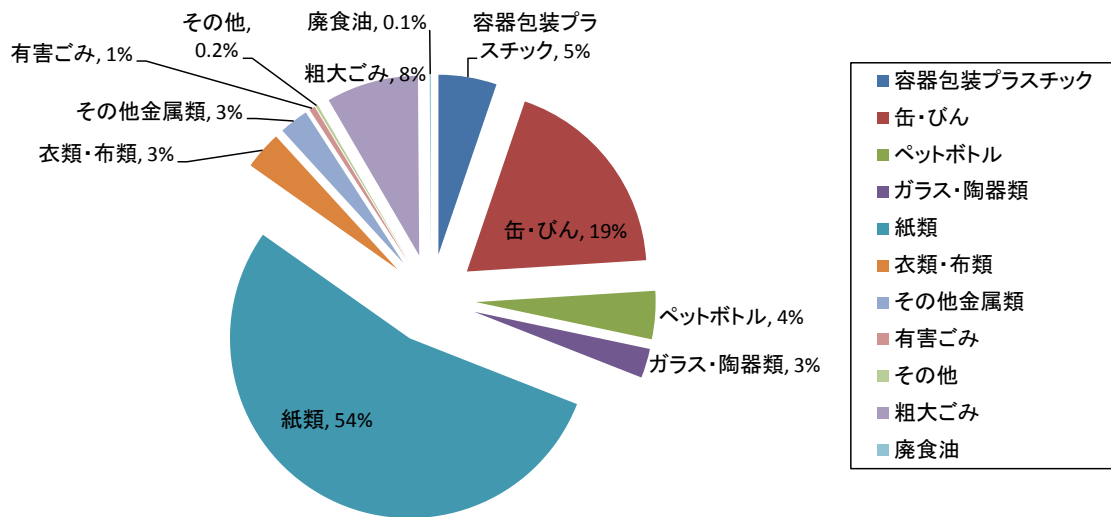


図 3-9 ごみの資源化処理の状況



※端数処理の関係で合計値が100%とならない

図 3-10 平成 27 年度のごみの資源化の内訳

3) こみの最終処分の状況

表 3-8 に最終処分量及び最終処分場への搬入量、図 3-11 に最終処分量及び最終処分場への搬入量の推移を示します。

平成 27 年度（H27）の最終処分量は 666 t であり、最終処分率は 5% で、実際に東松島一般廃棄物最終処分場へ搬入された量は 1,190 t です。

矢本一般廃棄物最終処分場は平成 18 年度に、鳴瀬一般廃棄物最終処分場は平成 27 年度に埋立が完了しているため、今後は東松島一般廃棄物最終処分場のみでごみが最終処分されます。

表 3-8 最終処分量及び最終処分場への搬入量

単位：t

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
最終処分量	857	618	604	496	536	774	903	766	736	666
焼却残渣※1	535	560	443	420	411	577	816	635	587	613
不燃残渣	322	58	161	76	125	197	87	131	149	53
最終処分率 (%)	6	4	5	4	4	6	7	6	5	5
最終処分場への搬入量	1,806	58	1,261	76	125	375	1,272	1,158	149	1,190
焼却残渣※2	1,484	1,100	0	0	178	1,185	1,027	0	1,137	1,100
不燃残渣	322	58	161	76	125	197	87	131	149	53

※1：焼却残渣は、石巻広域クリーンセンターで発生する焼却残渣（飛灰、清掃灰、流動床の砂）を東松島市から搬入される焼却処理量に基づいて按分した量です。

※2：焼却残渣は、石巻広域クリーンセンターで発生する焼却残渣（飛灰、清掃灰、流動床の砂）を指し、構成市町間で焼却残渣の受け入れを年度ごとで分担しているため、本市への搬入量がない年度があります。

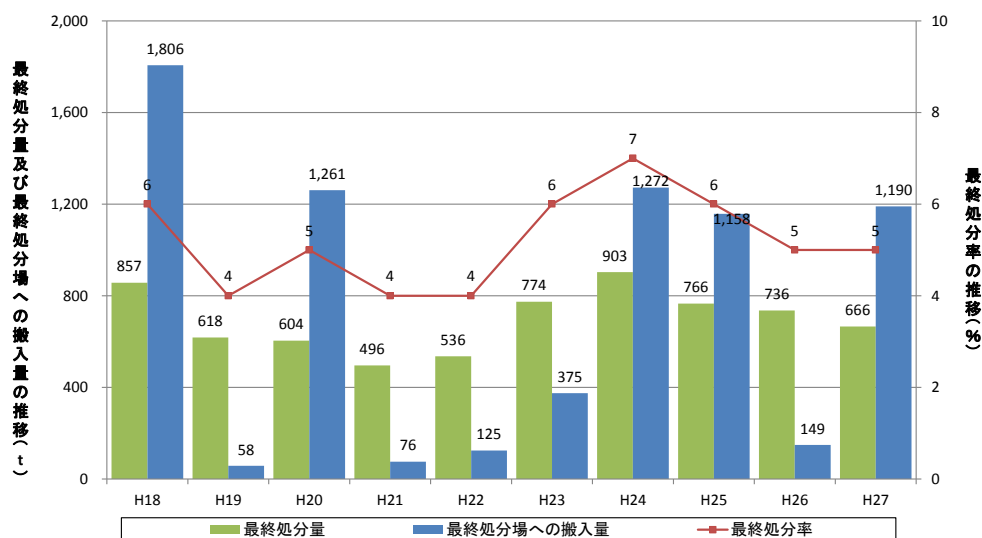


図 3-11 最終処分量及び最終処分場への搬入量の推移

(5) ごみ処理フロー

図 3-12 に本市のごみ処理フロー及びごみの処理量（平成 27 年度実績）を示します。

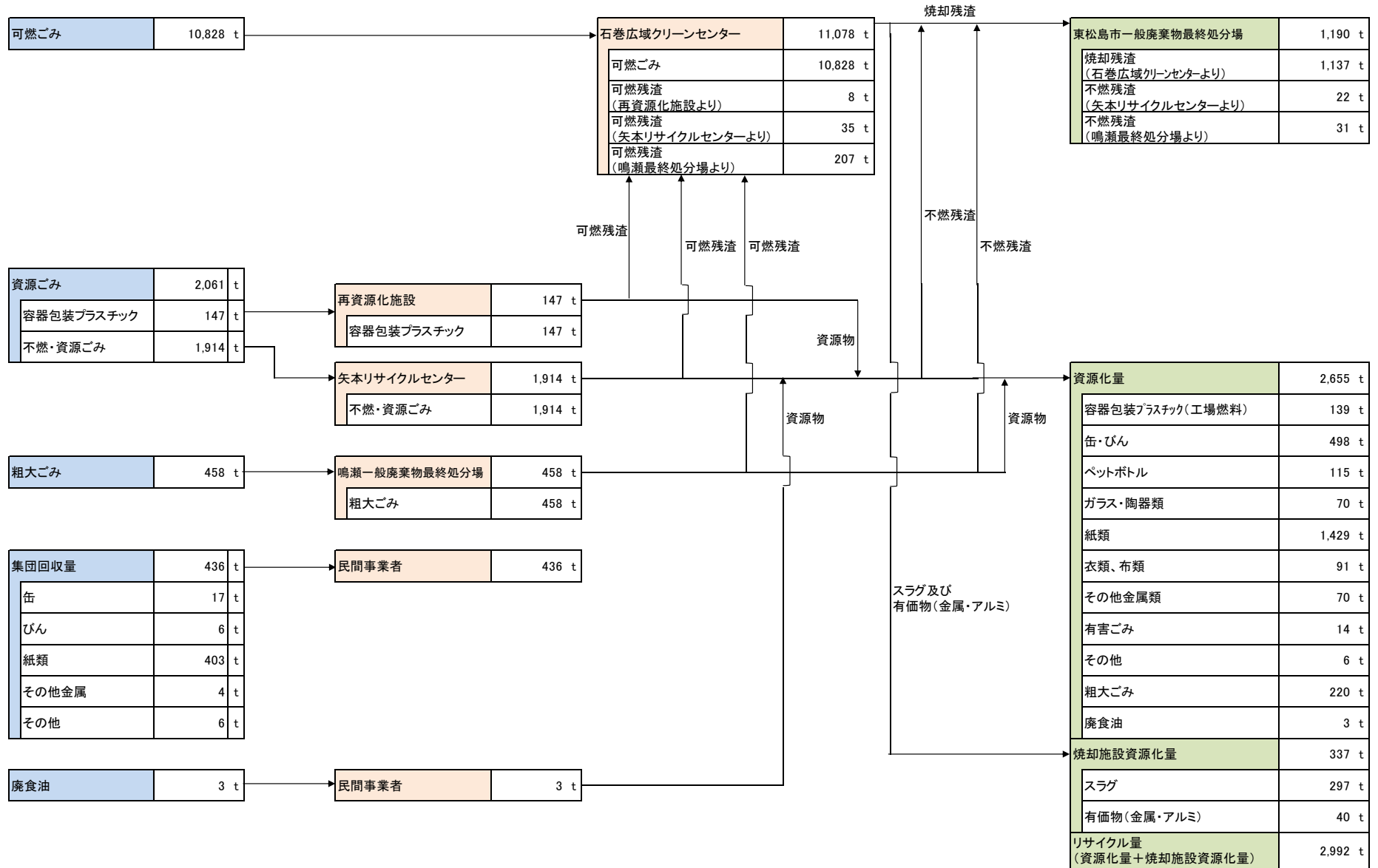


図 3-12 ごみ処理フロー及びごみの処理量 (平成 27 年度実績)

3.1.3 ごみの収集・運搬及び処理方法

(1) ごみの収集・運搬方法

ごみの収集及び運搬方法を表 3-9 に示します。

本市の家庭ごみはステーション方式（582 箇所、平成 25 年 9 月 1 日現在）により収集しており、その運搬は業者へ委託しています。

事業系ごみは可燃ごみのみ受入れを行っており、事業者による自己搬入又は許可業者による搬入となっています。

表 3-9 ごみの収集及び運搬方法

ごみの種類	家庭系ごみ			事業系ごみ
	可燃ごみ	資源ごみ等	粗大ごみ	可燃ごみ
収集回数	2 回／週	1 回／週	申込制	—
収集方式	ステーション方式		戸別収集	—
収集拠点数	582 箇所		—	—
運搬方法	委託			自己搬入又は許可業者搬入

(2) ごみの処理方法

1) 中間処理施設の概要

可燃ごみを焼却処理する石巻広域クリーンセンターの概要を表 3-10 に、資源ごみの分別や圧縮を行う矢本リサイクルセンターの概要を表 3-11 に示します。

表 3-10 石巻広域クリーンセンターの概要

施設名称	石巻広域クリーンセンター
所在地	宮城県石巻市重吉町 8-20
処理区域	石巻広域圏 2 市 1 町（石巻市、東松島市、女川町）
処理対象物	可燃性一般廃棄物
建築面積	6,335.97 m ²
敷地面積	37,922.47 m ²
処理能力	230t/日（115t/日×2基）
処理方式	流動床式ガス化溶融炉
竣工	平成 14 年 12 月

表 3-11 矢本リサイクルセンターの概要

施設名称	矢本リサイクルセンター
所在地	宮城県東松島市大塩字引沢 17-3
処理区域	東松島市
処理対象物	缶、びん、ペットボトル、ガラス・陶器類、紙類、衣類・布類、不燃ごみ、有害ごみ
建築面積	147.18 m ²
敷地面積	13,600 m ²
処理能力	缶選別機：1.9t/日 ペットボトル圧縮機：150kg/時間
処理方式	分別、圧縮
竣工	平成 7 年 3 月

2) 最終処分場の概要

鳴瀬一般廃棄物最終処分場及び東松島市一般廃棄物最終処分場の概要を表 3-12 及び表 3-13 に示します。

鳴瀬一般廃棄物最終処分場は既に埋立を完了している最終処分場となります。

東松島市一般廃棄物最終処分場には、石巻広域クリーンセンターから搬出される焼却残渣、矢本リサイクルセンター及び鳴瀬一般廃棄物最終処分場から搬出される不燃残渣、石巻西部衛生センターから搬出される排出残渣物（汚泥焼却残渣）^注を搬入し、埋立処分を行っています。

表 3-12 鳴瀬一般廃棄物最終処分場の概要

施設名称	鳴瀬一般廃棄物最終処分場
所在地	宮城県東松島地小野字中ノ関地内
処理区域	東松島市
処理対象物	焼却残渣、不燃残渣、排出残渣物（汚泥焼却残渣）
埋立面積	4,641 m ²
埋立容量	15,000 m ³
浸出水処理能力	35 m ³ /日
浸出水処理方式	回転円板＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着＋滅菌処理
竣工	平成4年3月

表 3-13 東松島市一般廃棄物最終処分場の概要

施設名称	東松島市一般廃棄物最終処分場
所在地	宮城県東松島市大塩字旗沢 85-1
処理区域	東松島市
処理対象物	焼却残渣、不燃残渣、排出残渣物（汚泥焼却残渣）
埋立面積	9,279 m ²
埋立容量	38,002 m ³
浸出水処理能力	35 m ³ /日
浸出水処理方式	第1凝集沈殿＋生物処理（脱窒素）＋第2凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着＋消毒
竣工	平成19年3月

^注 汚泥を焼却した際に発生する焼却灰を指します。

3.1.4 ごみ処理に係るその他の事項

(1) ごみ処理経費

表 3-14 及び図 3-13 にごみ処理経費の推移を示します。

平成 27 年度の本市における総処理経費は 348,524 千円で、1 人当たりに換算すると 9 千円で
す。処理経費は年度により変動が大きいですが、1 人当たりの年間処理経費は 1 万円前後となっ
ています。

表 3-14 ごみ処理経費の推移

単位：千円

項目	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人口	43,191	43,240	43,149	42,945	42,903	40,409	40,035	39,908	39,747	39,518
総処理経費	474,054	352,841	376,527	347,631	330,818	413,712	298,760	332,681	354,780	348,524
一般管理費	4,877	6,269	816	328	541	245	344	280	878	2090
収集運搬	93,937	96,622	94,796	92,363	95,187	118,005	99,176	103,860	109,210	109,679
減量対策	2,166	1,633	1,937	1,970	1,597	1,014	1,386	1,586	1,351	1,299
廃品回収奨励	2,166	952	1,244	1,326	1,395	979	1,386	1,586	1,351	1,299
ごみ減量化※1	0	681	693	644	202	35	0	0	0	0
中間処理	320,973	196,330	248,226	220,112	198,849	258,739	166,373	194,938	207,072	196,496
容器包装 プラスチック処理	0	0	4,890	6,456	5,842	3,542	4,635	4,626	4,522	4,665
リサイクルセンター 維持管理費	22,373	29,841	26,042	24,883	24,022	33,176	29,312	27,092	33,760	30,033
焼却施設 負担金	298,600	166,489	217,294	188,773	168,985	222,021	132,426	163,220	168,790	161,798
最終処分場	52,101	51,987	30,752	32,858	34,644	35,709	31,481	32,017	36,269	38,960
1人当たりの 年間処理経費※2	11 (10,975)	8 (8,160)	9 (8,726)	8 (8,094)	8 (7,710)	10 (10,238)	7 (7,462)	8 (8,336)	9 (8,925)	9 (8,819)

※1：生ごみ堆肥化容器等購入費補助金

※2：括弧内の単位は円

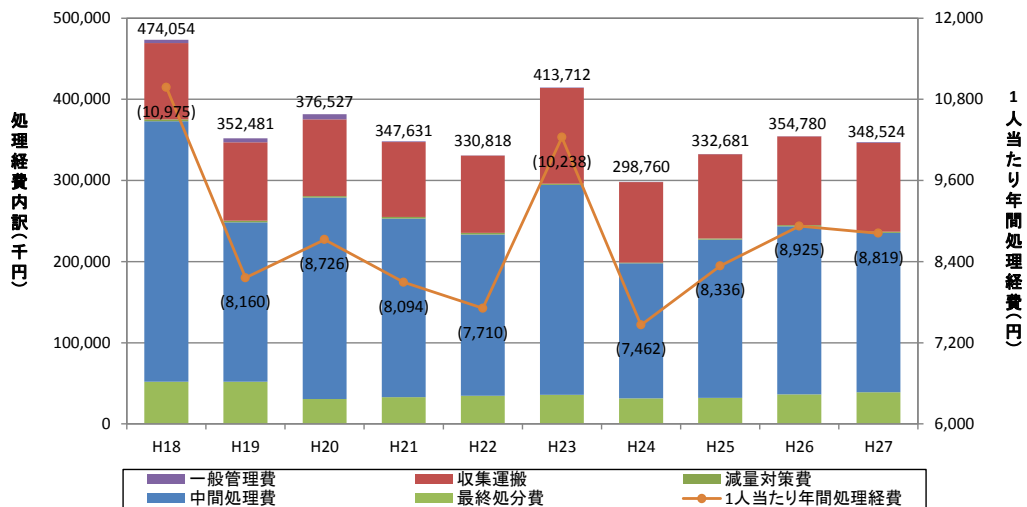


図 3-13 ごみ処理経費の推移

(2) ごみ処理に係る二酸化炭素排出量

ごみ処理に係る二酸化炭素（CO₂）排出量の推移を表 3-15、CO₂ 排出量の処理ごとの内訳及び 1 人当たり年間排出量の推移を図 3-14、平成 27 年度における CO₂ 排出量の処理ごとの内訳を図 3-15 に示します。

平成 27 年度における本市全体の CO₂ 排出量は 6,974 t / 年となっており、1 人当たりでは 177 kg / 人・年です。平成 25 年度以降の排出量は増加傾向にあり、特に全体の 98% を占める中間処理施設からの排出量が増えています。

表 3-15 ごみ処理に係る二酸化炭素（CO₂）排出量の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
CO ₂ 排出量 (t / 年)	6,672	6,336	6,524	6,248	6,625	6,797	6,974
収集運搬	91	90	100	78	81	84	85
中間処理施設	6,509	6,202	6,392	6,100	6,457	6,659	6,842
最終処分場	71	44	31	70	88	54	47
1 人当たり CO ₂ 排出量 (kg / 人・年)	156	148	162	156	166	171	177
1 人 1 日当たり CO ₂ 排出量 (g / 人・年)	427	405	443	427	455	468	484

※中間処理施設に含まれる石巻広域クリーンセンターでの灯油及び電気使用量は、同センターへの可燃ごみ及び可燃残渣の搬入割合に応じ、按分しています。

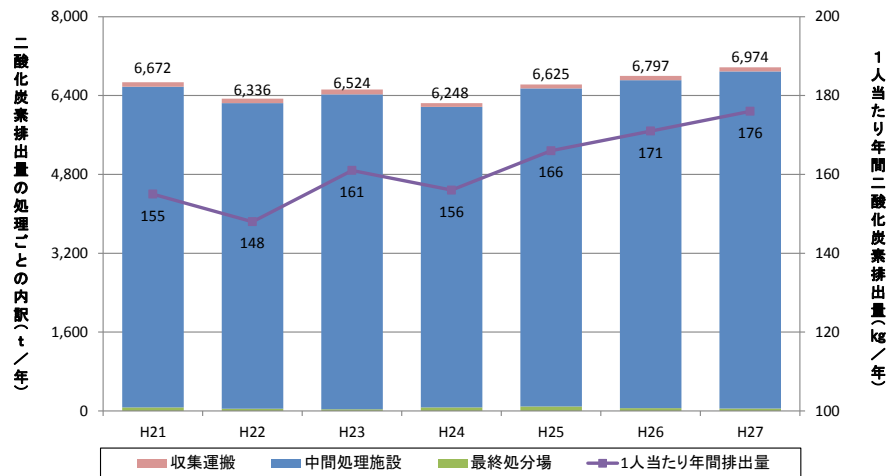


図 3-14 CO₂ 排出量の処理ごとの内訳及び 1 人当たり年間排出量の推移

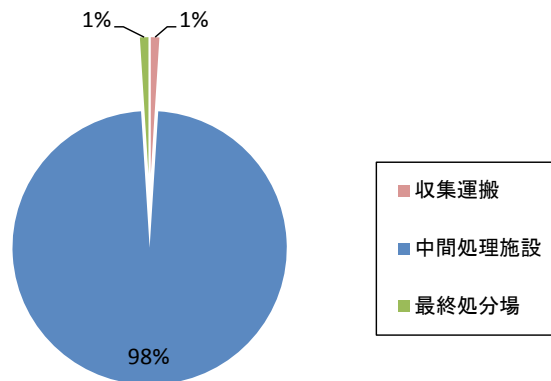


図 3-15 平成 27 年度における CO₂ 排出量の処理ごとの内訳

(3) 適正処理困難物及び医療系廃棄物

最近、不法投棄等によるコンクリートくずやタイヤ等の排出が市内で見受けられます。適正処理困難物については、その処理を業者へ委託し、適正な処理を図っていきます。

また、注射針等の医療系廃棄物が一般廃棄物として排出されている報告もあります。医療系廃棄物には血液が付着している可能性が高く衛生面で問題があることに加え、ごみを収集・運搬する職員が怪我をするといった事故も起こり得ることから、一般廃棄物への混入を防いでいく必要があります。

(4) 不法投棄

市民から道路沿い等でのごみのポイ捨てが市内で多く見られるとの意見が寄せられています。本市の環境衛生の維持や景観の美化を図るために、市民一人ひとりの意識向上が求められます。

3.1.5 ごみ処理行政の動向

(1) 前計画と現状の比較

表 3-16 に前計画の目標値と現状の比較を示します。

1人1日当たりごみ排出量及び再生利用率の割合に対する目標値が未達成となっていますが、震災による影響と推測されます。

表 3-16 前計画の目標値と現状の比較

項目	目標年度	目標値	平成 27 年度の実績
1人1日当たりごみ排出量	平成 28 年度	796 g/人・日	953 g/人・日
リサイクル率		25 %	22 %
最終処分率		10 %	5 %*

※石巻広域クリーンセンターへの搬入量を基に、同施設から排出される焼却残渣を各市町の搬入量で按分しています。

(2) 近隣市町村におけるごみ処理行政

1) ごみ処理状況の比較

表 3-17 に本市と近隣市町のごみ処理状況の比較を示します。なお、近隣市町として、宮城県下で人口規模が同程度の岩沼市、亶理町、利府町の3市町を対象としています。

本市の焼却処理率は79%程度と岩沼市や利府町と同程度ですが、亶理町や宮城県平均、全国平均と比較すると、高い傾向にあります。リサイクル率は22%程度と近隣市町村や全国平均と比較するとやや高くなっています。1人1日当たり排出量は、900g前後となっており、亶理町の次に少ない排出量となっています。

表 3-17 本市と近隣市町のごみ処理状況の比較

項目	排出主体	H22	H23	H24	H25	H26
総排出量 (t)	岩沼市	13,478	18,514	16,140	15,348	15,355
	東松島市	12,846	13,310	12,922	13,179	13,534
	亶理町	9,573	10,198	10,555	10,934	10,818
	利府町	12,987	14,699	14,687	15,190	14,887
	(参考)宮城県	817,368	887,253	866,438	865,164	856,499
	(参考)全国	45,359,048	45,385,340	45,234,116	44,874,130	44,316,662
焼却処理率 (%)	岩沼市	77	76	79	82	82
	東松島市	76	74	79	78	79
	亶理町	73	78	76	74	75
	利府町	83	78	80	79	81
	(参考)宮城県	77	75	77	76	77
	(参考)全国	75	75	75	75	76
リサイクル率 (%)	岩沼市	19	15	18	14	15
	東松島市	23	18	23	23	22
	亶理町	24	20	21	21	20
	利府町	14	15	15	14	14
	(参考)宮城県	17	17	17	17	16
	(参考)全国	19	19	19	19	19
1人1日 当たり排出量 (g/人・日)	岩沼市	836	1,156	1,011	960	955
	東松島市	820	900	884	905	933
	亶理町	736	811	849	881	869
	利府町	1,030	1,137	1,132	1,159	1,124
	(参考)宮城県	967	1,047	1,021	1,018	1,008
	(参考)全国	976	975	964	958	947

出典(本市を除く): 一般廃棄物処理実態調査(環境省、平成22年度~26年度)

3.1.6 ごみ処理に係る評価及び課題

本市のごみ処理に係る評価及び課題を表 3-18 に示します。

表 3-18 本市のごみ処理に係る評価及び課題

ごみ処理に係る項目		評価及び課題
発生段階	ごみ排出量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人1日当たりごみ排出量が増加しています。 家庭系ごみ及び事業系ごみ 845 g (H21)→953 g (H27) : 108 g の増加 家庭系 702 g (H21)→750 g (H27) : 48 g の増加 【参考】事業系 143 g (H21)→203 g (H27) : 60 g の増加 ・ 1日当たり事業系ごみ排出量が増加しています。 事業系ごみ 6,137kg (H21)→8,014 kg (H27) :1,877kg の増加 ・ 前計画の1人1日当たりごみ排出量が未達成です。 目標 (H28) : 796 g /人・日 現状 (H27) : 953 g /人・日 ・ 集団回収量が減少しています。 445 t (H21)→436 t (H27) : 9 t の減少
	ごみの分別状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人当たり年間資源化量はほぼ横ばいです。 67.0 kg (H21)→67.1kg (H27) : 0.1kg の増加 しかし、容器包装プラスチックの資源化量が減少しています。 4.6 kg (H21)→3.5 kg (H27) : 1.1kg の減少
処理段階	ごみの中間処理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 焼却処理率が全国や宮城県の平均と比べ、高い値で推移しています。 ・ 前計画のリサイクル率が未達成です。 25% (H28 目標)→22% (H27) : 3%不足 ・ 中間処理施設からの CO₂ 排出量が増加しています。 6,509 t /年 (H21)→6,842 t /年 (H27) : 333 t の増加
	ごみの最終処分状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終処分場の延命化を図るため、不燃残渣の発生量を抑制する必要があります。
	各処理施設の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理を効率的に実施するため、矢本リサイクルセンターと鳴瀬一般廃棄物最終処分場の機能を統合し、かつ、廃棄物に関する情報発信や環境学習の場となるリサイクルプラザの整備を検討する必要があります。
その他	不法投棄状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正処理困難物や医療系廃棄物の投棄が報告されています。
	環境に関する意識調査結果より	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路沿いや山間地等、ごみのポイ捨てが多くみられると指摘する意見がありました。 ・ ごみ集積所におけるごみの排出・分別ルールの徹底を指摘する意見がありました。 ・ 飲食店等、事業者のごみ排出マナー（特に生ごみ）を指摘する意見がありました。

3.2 ごみ処理基本計画

3.2.1 基本理念及び基本方針

(1) 基本理念

本市では、循環型社会の実現へ向け、市民や事業者と共にごみの減量化や資源化に取り組んできました。しかし、平成 23 年 3 月に発生した震災以降、本市のごみ総排出量は増加しています。限られた資源を有効に活用し、本市にある豊かな自然資源を保全していくためには、市全体で循環型社会の実現へ向けた取組みを推進する必要があります。

今後 10 年間で実施するごみ処理事業の方向性として、以下の基本理念を掲げ、市民、事業者、行政が一体となって取組みを推進していきます。

一人ひとりが取組む 資源循環のまち 東松島

(2) 基本方針

基本理念の実現へ向け、以下の基本方針を掲げ、ごみ処理事業に取り組めます。

<基本方針 1>

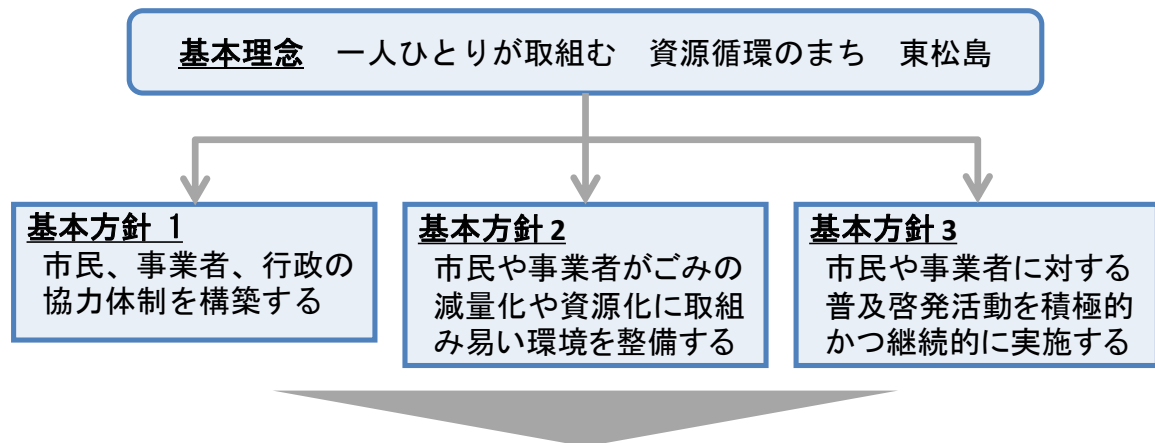
市民、事業者、行政の協力体制を構築する

<基本方針 2>

市民や事業者がごみの減量化や資源化に取り組み易い環境を整備する

<基本方針 3>

市民や事業者に対する普及啓発活動を積極的かつ継続的に実施する



基本理念の実現へ向けた今後の施策

ごみの発生抑制や再使用へ配慮した行動の推進

- レジ袋や梱包材の使用について、小売業者による一声かけ運動を推進
- 市報に不用品の無償譲渡情報コーナーを新設
- 各種イベントでフリーマーケットを開催し、身近なリユースを推進

生ごみの減量化の推進

- 水きり徹底を呼び掛け
- 市内飲食店で食品ロス削減の取組みを推進
- 公立保育園に電動生ごみ処理機の導入を検討

分別区分見直し及び有料化導入の検討

- 粗大ごみ受入れ品目の見直しを検討
- 家庭系ごみの有料化の検討
- 分別区分の検討

適正処理の推進

- 事業系ごみの減量及び適正処理に関するマニュアルを作成

分別方法の周知徹底

- 市民の分別意識を向上
- 一手間加えた分別行動を促進

再資源化に取り組みやすい環境の整備

- インターネットでの情報配信を推進
- 市民や民間事業者による資源物回収を支援

市民・事業者への普及啓発の推進

- 市報「ひがしまつしま」による啓発を実施
- 出前講座を積極的に実施
- 環境教育を推進
- 自治会組織の環境衛生担当者の活動を支援
- 市内小売業者へ3R推進ポスターを掲示
- 事業系ごみの分別啓発

適正な収集運搬体制の維持

- 適正な収集運搬体制を維持
- 地域との協力体制を維持

適正な中間処理体制の維持

- 適正な焼却体制を維持
- リサイクルセンターの適正な維持管理及び延命化を実施
- 新リサイクルプラザの整備を検討

適正な最終処分体制の維持

- 適正な最終処分体制を維持

図 3-16 基本理念に基づく今後の施策体系

3.2.2 数値目標

(1) 1人1日当たりごみ排出量に対する数値目標

平成38年度の1人1日当たりごみ排出量に対して、以下の目標値を掲げます。

1人1日当たりごみ排出量に対する目標値
平成38年度目標値：845g／人・日
(平成27年度実績比：108g／人・日削減)

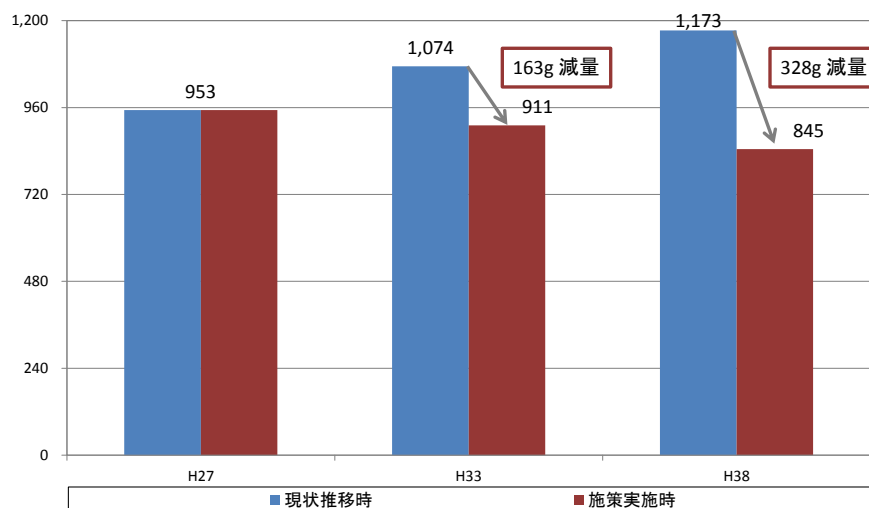


図 3-17 現状推移時及び施策実施時における1人1日当たりごみ排出量

(2) リサイクル率に対する数値目標

平成38年度のリサイクル率に対して、以下の目標値を掲げます。

リサイクル率に対する目標値
平成38年度目標値：24%
(平成27年度実績比：2%上昇)

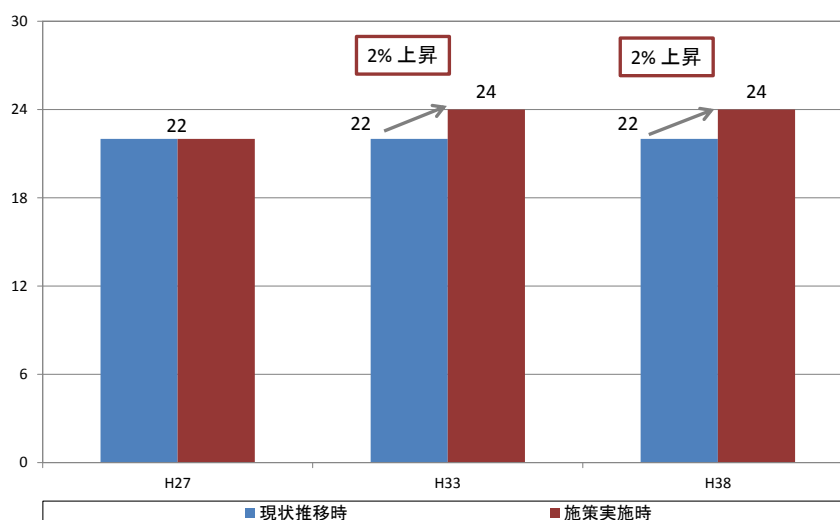


図 3-18 現状推移時及び施策実施時におけるリサイクル率

3.2.3 ごみの発生量の見込み

(1) ごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量

現状推移時及び施策実施時におけるごみ総排出量と1人1日当たりごみ排出量の発生量見込みを図3-19に示します。

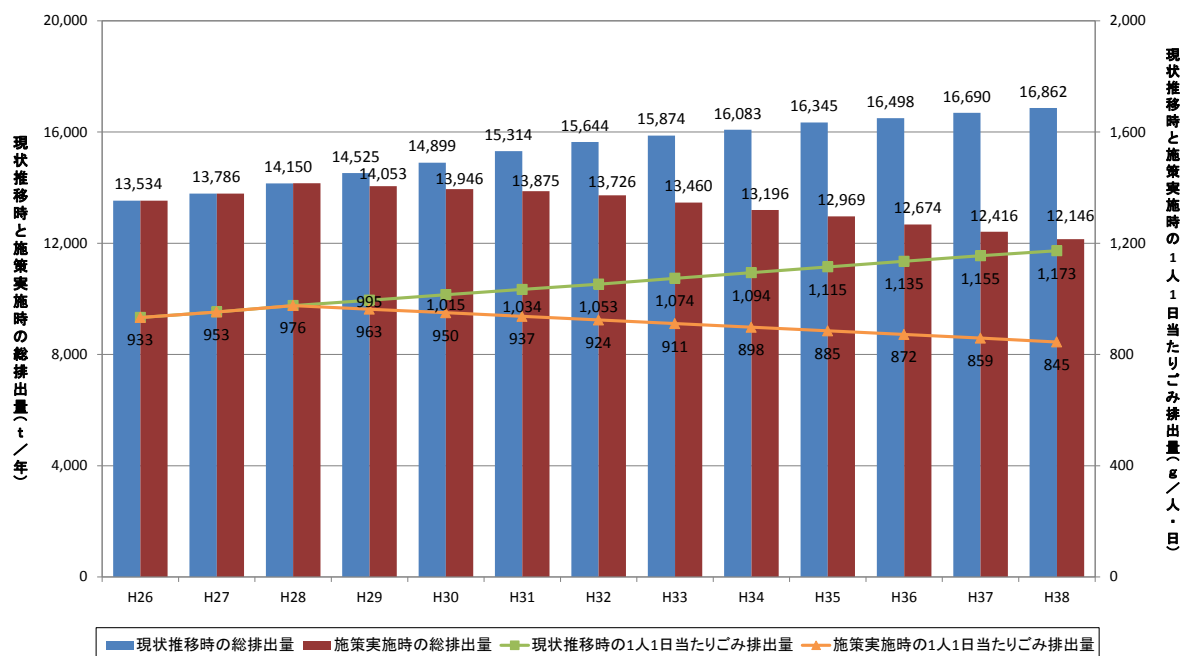


図 3-19 現状推移時及び施策実施時のごみ総排出量と1人1日当たりごみ排出量

(2) 1人1日当たり家庭系ごみ排出量及び1日当たり事業系ごみ排出量

現状推移時及び施策実施時における1人1日当たり家庭系ごみ排出量と1日当たり事業系ごみ排出量の発生量見込みを図3-20に示します。

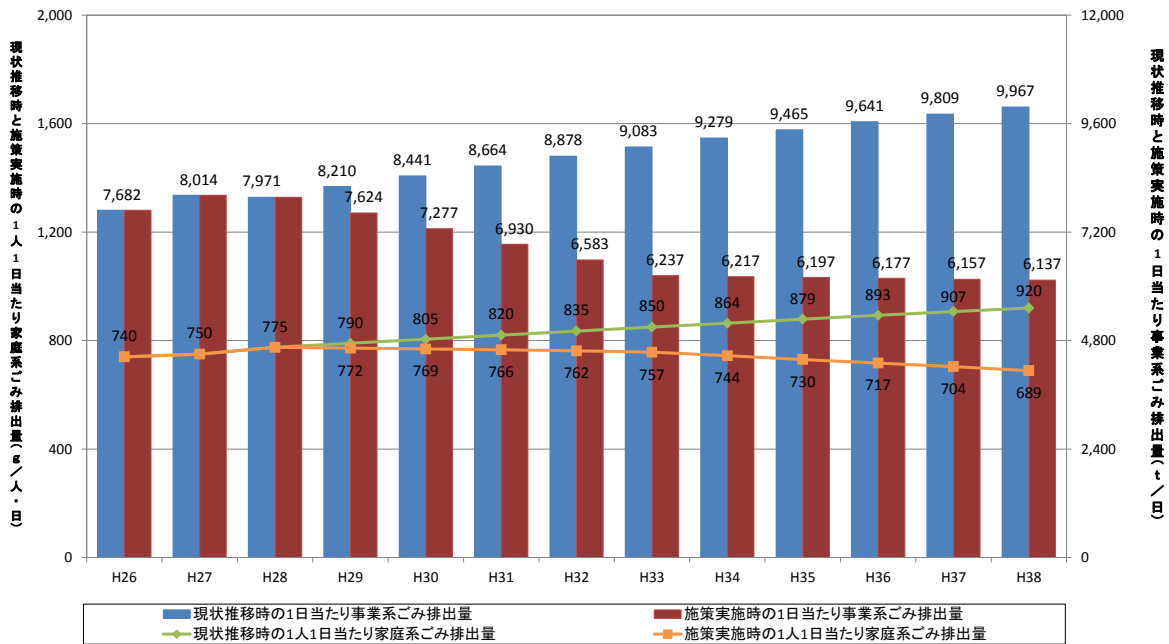


図 3-20 現状推移時及び施策実施時における

1人1日当たり家庭系ごみ排出量と1日当たり事業系ごみ排出量

(3) 焼却処理率及びリサイクル率

現状推移時及び施策実施時におけるごみ焼却処理率とリサイクル率の見込みを図3-21に示します。

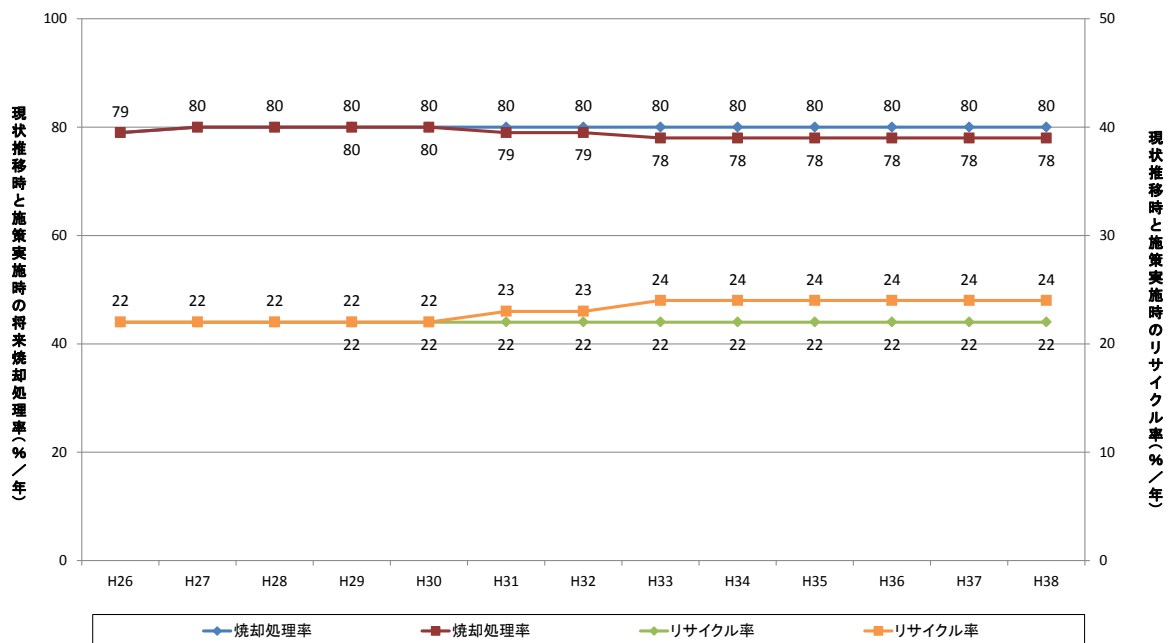


図 3-21 現状推移時及び施策実施時のごみ焼却処理率とリサイクル率

3.2.4 ごみ処理に係る施策

(1) 施策の内容

1) 家庭系ごみの減量化

ごみの発生抑制や再使用へ配慮した行動の推進

ごみの減量化へ配慮した行動を推進するため、以下の施策に取り組めます。

■ レジ袋や梱包材の使用について、小売業者による一声かけ運動を推進

市内小売業者を利用する市民にレジ袋や商品梱包材の削減に取り組んでもらうため、会計時や商品の梱包時にレジ袋削減や簡易包装への協力を呼び掛けてもらえるよう、小売業者に協力を依頼します。小売業者への依頼は商工会の協力を得ながら進めます。

■ 市報に不用品の無償譲渡情報コーナーを新設

市報に市民が、不用となったがまだ使用できる家具や衣類の無償譲渡情報を掲載するコーナーを新設し、不用品の市内での再使用を促します。

■ 各種イベントでフリーマーケットを開催し、身近なリユースを推進

市内の各種イベントでフリーマーケットを開催し、市内でのものの循環を促します。

生ごみの減量化の推進

可燃ごみの減量化は焼却処理における CO₂ 排出削減にも繋がることから、以下の施策に取り組めます。

■ 水切り徹底を呼び掛け

生ごみには多くの水分が含まれているため、生ごみの水切りを市報や市 HP で呼び掛けます。

■ 市内飲食店で食品ロス削減の取組みを推進

食べ残しによる食品ロスを削減するため、食品ロス削減のポスターを作成、市内飲食店へポスターの掲示を依頼します。ただし、ポスターの作成等の準備期間が必要となるため、平成 31 年度からの実施を予定しています。

また、食べ残しの多い宴会で締めめの 15 分前に残った料理を食べ切るための「食べきりタイム」実施への協力も求めていきます。飲食店への依頼は、商工会の協力を得ながら進めます。

■ 公立保育園に電動生ごみ処理機の導入を検討

公立保育園から排出される生ごみの削減と資源化を図るため、電動生ごみ処理機を導入します。ただし、各関係機関等の調整が必要となるため、平成 31 年度からの導入を予定しています。

分別区分見直し及び有料化導入の検討

ごみの減量化を図るため、以下の施策実施を検討します。

■ 粗大ごみ受入れ品目の見直しを検討

最終処分量の削減による最終処分場の延命化を図るため、金庫等の粗大ごみを適正処理困難物として扱う等、粗大ごみの受入れ品目の見直しを検討します。

■ 家庭系ごみの有料化の検討

ごみ減量や資源化へ向けた施策の実施にも関わらず、ごみ排出量の低減が進まない場合、家庭系ごみの有料化へ向け、石巻地区広域行政事務組合とも調整を図りながら検討を開始します。

■ 分別区分の検討

ごみの減量・資源化への効果や市民の負担を考慮しながら、今後の分別区分を検討し、必要に応じて変更を加えていきます。

2) 事業系ごみの減量化

適正処理の推進

事業系ごみの減量を推進するため、以下の施策に取り組めます。

■ 事業系ごみの減量及び適正処理に関するマニュアルを作成

事業系ごみの減量及び適正処理に関するマニュアルを作成し、市内事業者への配布及び市 HP への掲載を行います。また、事業者からの要望により市の職員が出向き、ごみ減量やリサイクルに係る評価及び改善点を助言します。

3) 再資源化の推進

分別方法の周知徹底

適切な分別を促進するため、以下の施策に取り組めます。

■ 市民の分別意識を向上

市民の分別意識の向上を図るため、勉強会（出前講座や説明会）を開催します。

■ 一手間加えた分別行動を促進

一手間加えた分別により、ごみの資源化をさらに促進するため、従来可燃ごみとして排出されていた汚れが著しい容器包装プラスチックの汚れを落とす工夫や雑紙をまとめて資源物として排出する方法を市民へ周知します。

再資源化に取り組みやすい環境の整備

再資源化に取り組みやすい環境を整備するため、以下の施策に取り組めます。

■ インターネットでの情報配信を推進

インターネットでごみの情報を取得し易い環境を整備するため、市 HP のスマートフォンへの対応を実施します。ただし、各関係機関との調整やスマートフォン対応への準備等に時間を要するため、平成 31 年度からの実施を予定しています。

市 HP がスマートフォンに対応した際には、ごみの収集日や分別区分の検索機能を充実させます。

■ 市民や民間事業者による資源物回収を支援

市民や民間事業者による資源物の回収活動を支援するため、集団回収のための「資源回収奨励金」の存在や廃食油の回収拠点（13 箇所）を市報や市 HP で周知します。

4) 普及啓発の推進施策

市民・事業者への普及啓発の推進

市民へごみ処理状況や3Rの推進を普及啓発するため、以下の施策に取り組めます。

■ 市報「ひがしまつしま」による啓発を実施

本市のごみ処理状況を周知するため、ごみ排出量の推移と前年同月との比較や本計画の数値目標の達成率等を定期的かつ継続的に掲載していきます。また、ごみ分別のポイントや生ごみの水切り方法といった市民にとってより身近な内容も併せて掲載していきます。

■ 出前講座を積極的に実施

ごみの3Rを推進するため、市が自発的かつ定期的に出前講座を開催します。また、出前講座の認知度を向上させるため、開催情報や出前講座の開催の依頼方法を市報や市HPで掲載していきます。

■ 環境教育を推進

子どもの環境意識向上を図るため、小学校でのごみ教室の開催を実施します。また、ごみ処理に係る仕事内容や処理フローを理解してもらう場として、中学生を対象としたリサイクル施設での1日職場体験を開催します。ただし、各関係機関との調整やプログラム内容の検討等に時間を要するため、平成31年度からの実施を予定しています。

小・中学生以外への環境教育の場として、市民や自治会組織の環境衛生担当者を対象に、各ごみ処理施設の見学会を開催し、本市のごみ処理状況を知ってもらう機会を設けます。

■ 自治会組織の環境衛生担当者の活動を支援

自治会組織の環境衛生担当者の活動を支援するため、活動マニュアルを作成し、各員へ配布します。また、ごみ集積所でのごみ排出マナーを向上させるため、環境衛生担当者にごみの排出方法に問題のある集積所を抽出してもらい、早朝の分別指導を市の職員が実施する活動を進めていきます。

■ 市内小売業者へ3R推進ポスターを掲示

3R（発生抑制、再使用、再利用）の推進を呼び掛けるポスターを作成し、市内小売業者へポスターの掲示を依頼します。ただし、ポスターの作成等の準備期間が必要となるため、平成31年度からの実施を予定しています。

なお、ポスター掲示の依頼は商工会の協力を得ながら進めます。

■ 事業系ごみの分別啓発

事業系可燃ごみに含まれる紙ごみの資源化等、事業系ごみの分別が促進されるよう事業者へ啓発していきます。

5) 適正処理の推進施策

適正な収集運搬体制の維持

適正な収集運搬体制を維持するため、以下の施策を実施します。

■ 適正な収集運搬体制を維持

現在の収集運搬体制を維持し、地域の安全・安心な衛生環境の維持に努めます。また、今後、地域の状況に応じて、収集運搬ルートやリサイクルステーションの数・配置等を見直します。

■ 地域との協力体制を維持

現在、環境衛生推進員を核として、市民と市との協力体制が構築されています。今後も協力体制を維持するため、地域の状況把握や環境衛生推進員との十分な意思疎通に努めていきます。

適正な中間処理体制の維持

適正な中間処理体制を維持するため、以下の施策を実施・検討します。

■ 適正な焼却体制を維持

石巻地区広域行政事務組合やその構成市町との連携を図り、本市の適正な焼却体制を維持します。

■ リサイクルセンターの適正な維持管理及び延命化を実施

リサイクルセンターの維持管理計画を策定し、適正な保守管理と計画的な補修により、設備の延命化を図ります。

■ 新リサイクルプラザの整備を検討

リサイクルセンターの老朽化が進行しているため、新リサイクルプラザの整備へ向け、早目に計画へ着手し、本市の適正な中間処理体制を維持します。

適正な最終処分体制の維持

適正な最終処分体制を維持するため、以下の施策を実施・検討します。

■ 適正な最終処分体制を維持

最終処分場から放流される処理水の分析等により、周辺環境の保全を図ると同時に、処分場へ搬入される不燃残渣量の削減を図り、処分場の延命化に努めます。

また、最終処分場の建設は長期の時間と大きな財政負担を要することから、次の最終処分場の建設へ向け、早目に計画する必要があります。

(2) 施策の実施時期

表 3-19 に施策の実施時期を示します。

なお、実施時期は予定であり、ごみ処理事業の状況により、実施時期が変更となる可能性があります。

表 3-19 施策の実施時期

施策内容		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38			
ごみの発生抑制や再使用へ配慮した行動の推進	レジ袋や梱包材の使用について、小売業者による一声かけ運動を推進							実施						
	市報に不用品の無償譲渡情報コーナーを新設							実施						
	各種イベントでフリーマーケットを開催し、身近なリユースを推進							実施						
生ごみの減量化	水きり徹底を呼び掛け							実施						
	市内飲食店で食品ロス削減の取組みを推進	準備期間								実施				
	公立保育園に電動生ごみ処理機の導入を検討	準備期間								実施				
分別区分見直し及び有料化導入の検討	粗大ごみ受入れ品目の見直しを検討							検討						
	家庭系ごみの有料化の検討							検討						
	分別区分の検討	準備期間								実施（必要があると判断された場合は）				
適正処理の推進	事業系ごみの減量及び適正処理に関するマニュアルを作成							実施						
分別方法の周知徹底	市民の分別意識を向上							実施						
	一手間加えた分別行動を促進							実施						
再資源化に取組み易い環境の整備	インターネットでの情報配信を推進	準備期間								実施				
	市民や民間事業者による資源物回収を支援							実施						
市民・事業者への普及啓発の推進	市報「ひがしまつしま」による啓発を実施							実施						
	出前講座を積極的に実施							実施						
	環境教育を推進													
	ごみ教室及び見学会							実施						
	職場体験	準備期間								実施				
	市内小売業者へ3R推進ポスターを掲示	準備期間								実施				
適正な収集運搬体制の維持	事業系ごみの分別啓発							実施						
	適正な収集運搬体制を維持							実施						
	地域との協力体制を維持							実施						
適正な焼却体制の維持	適正な焼却体制を維持							実施						
	リサイクルセンターの適正な維持管理及び延命化を実施							検討						
	新リサイクルプラザの整備を検討							検討						
適正な最終処分体制の維持	適正な最終処分体制を維持							実施						

【色分けの意味】

	: 実施
	: 検討
	: 準備期間

3.2.5 行政・市民・事業者の役割

(1) 行政の役割

行政はごみ処理に係る各施策を実施し、適正なごみ処理体制を維持します。また、市民や事業者への普及啓発、ごみ処理に関する取組み支援を実施し、市全体で循環型社会の形成を目指していきます。

＜ごみ処理に係る各施策＞

- ごみの発生抑制や再使用へ配慮した行動の推進
- 生ごみの減量化の推進
- 分別区分の見直し及び有料化導入の検討
- 適正処理の推進
- 分別方法の周知徹底
- 再資源化に取組みやすい環境の整備
- 市民・事業者への普及啓発の推進
- 適正な収集運搬・中間処理・最終処分体制の維持

(2) 市民の役割

市民はレジ袋や過剰包装の削減、適切な分別の実施等に取り組めます。具体的な取組み例を以下に示します。

＜市民による具体的な取組み＞

- 買い物をする際は、マイバックを持参し、レジ袋や商品の過剰包装を断る
- 生ごみの水分は、十分に切ることを心掛ける
- 食べ残しによる食品ロスが出ないように、家庭では買い過ぎ、作り過ぎに注意し、外食では適量の注文を心掛ける
- 適切な分別を行い、ごみの資源化に取り組む
- 自治会等が実施する集団回収に、積極的に参加する

(3) 事業者の役割

事業者はごみの減量化、適切な分別の実施等に取り組めます。具体的な取組み例を以下に示します。

＜事業者による具体的な取組み＞

- レジ袋や商品梱包材の削減を市民へ呼び掛ける
- 生ごみの水分は、十分に切ることを心掛ける
- 飲食店は、盛り付け量を顧客のニーズに応え、食べ残しがないよう呼び掛ける
- 事業系ごみの減量化及び適正処理に取り組む
- 適切な分別を行い、ごみの資源化に取り組む

4. 生活排水処理基本計画

4.1 生活排水処理状況

4.1.1 生活排水処理の概要

(1) 生活排水処理の基本的な流れ

生活排水処理の基本的な流れを図 4-1 に示します。

本市の生活排水は、「下水道管渠」は浄化センターで処理されるほか、「農業集落排水」、「漁業集落排水」、「合併（単独）処理浄化槽」で処理し、公共用水域に流されます。また、「汲み取り便槽」のし尿や浄化槽汚泥はし尿処理施設を通して処理されています。

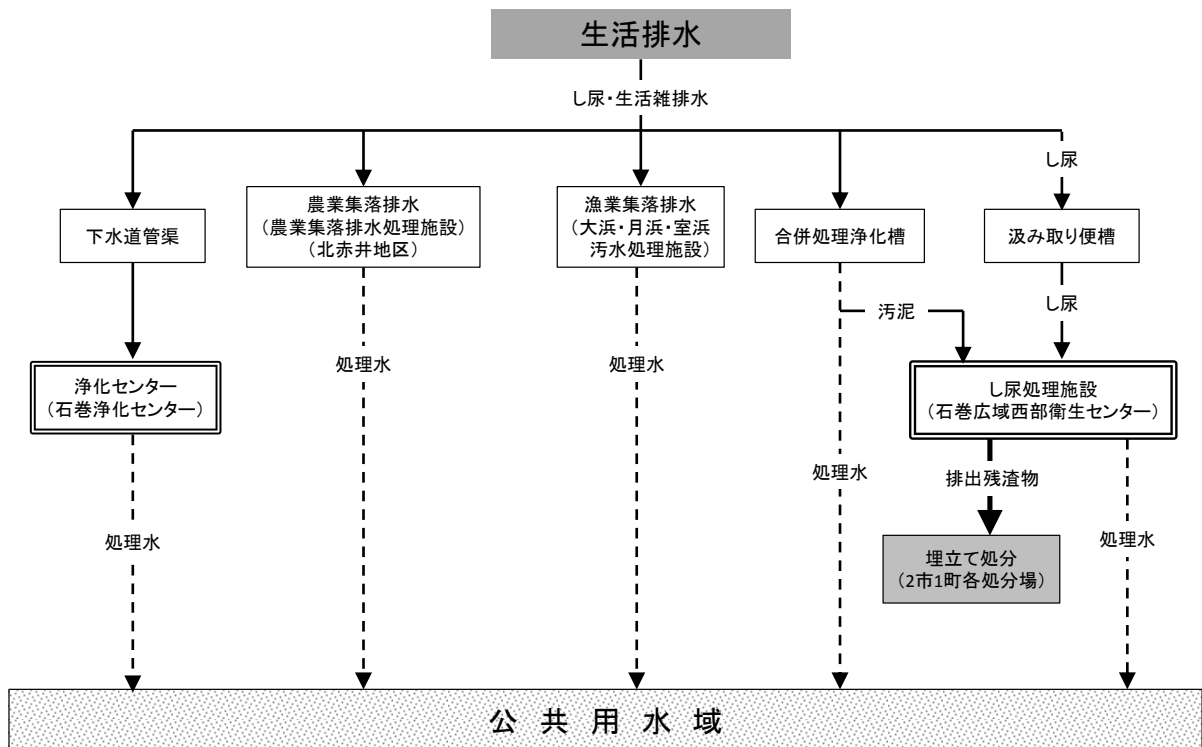


図 4-1 生活排水処理の基本的な流れ

4.1.2 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口の推移を表 4-1 及び図 4-2、平成 27 年度の生活排水処理形態別割合を図 4-3 に示します。

平成 27 年度の水洗化人口は 33,680 人、非水洗化人口は 6,519 人となっています。水洗化人口の内訳は公共下水道が 26,367 人、コミュニティプラントが 390 人、農業集落排水が 1,473 人、漁業集落排水が 483 人、浄化槽が 4,967 人で、公共下水道が全体の 80%程度を占めています。

また、計画処理人口に占める水洗化人口の割合を示した生活排水処理率は 84%であり、平成 18 年度から大幅に改善されています。しかし、平成 26 年度の全国及び宮城県平均と比べると 5%程度低くなっています。

表 4-1 生活排水処理形態別人口の推移

単位：人

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
計画処理人口※1	43,710	43,662	43,506	43,337	42,277	40,555	40,343	40,049	40,138	40,199
水洗化人口	28,997	31,214	31,425	31,986	31,808	30,542	30,023	30,926	32,327	33,680
公共下水道人口	15,843	17,674	18,983	19,994	20,422	20,656	20,810	22,141	22,367	26,367
コミプラ人口※2	385	369	373	366	363	393	397	396	397	390
農業集落排水人口	2,832	2,841	2,823	2,814	2,704	2,719	2,798	2,840	2,798	1,473
下小松※3	1,408	1,407	1,394	1,389	1,344	1,238	1,354	1,340	1,307	0
北赤井	1,424	1,434	1,429	1,425	1,360	1,481	1,444	1,500	1,491	1,473
漁業集落排水人口	125	135	132	128	130	0	0	0	483	483
大浜	125	135	132	128	130	0	0	0	483	483
浄化槽人口	9,812	10,195	9,114	8,684	8,189	6,774	6,018	5,549	6,282	4,967
合併浄化槽	3,762	4,346	4,068	3,900	3,919	3,238	3,030	2,810	3,548	2,482
単独浄化槽	6,050	5,849	5,046	4,784	4,270	3,536	2,988	2,739	2,734	2,485
非水洗化人口	14,713	12,448	12,081	11,351	10,469	10,013	10,320	9,123	7,811	6,519
計画収集人口	14,713	12,448	12,081	11,351	10,469	10,013	10,320	9,123	7,811	6,519
自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率※4 (%)	66	71	72	74	75	75	74	77	81	84
(参考) 全国平均※5	82.4	83.7	84.8	85.7	86.9	87.6	88.1	88.9	89.5	-
(参考) 宮城県平均	83.4	84.9	85.8	86.5	-	87.3	88.5	88.9	89.5	-

※1：3月31日現在の人口

※2：コミュニティプラント（小松台汚水処理施設）は公共下水道への接続のため、平成 28 年 6 月に廃止されています。

※3：下小松地区は平成 26 年度末に下水道への接続が完了し、下小松浄化センターが廃止されています。

※4：生活排水処理率＝水洗化人口（人）／計画処理人口（人）×100

※5：下記に示す年度の数値は、震災により調査不可能だった県を調査対象外とした場合の参考値となっています。

平成 22 年度：岩手県、宮城県、福島県、平成 23 年度：岩手県、福島県、平成 24～25 年度：福島県

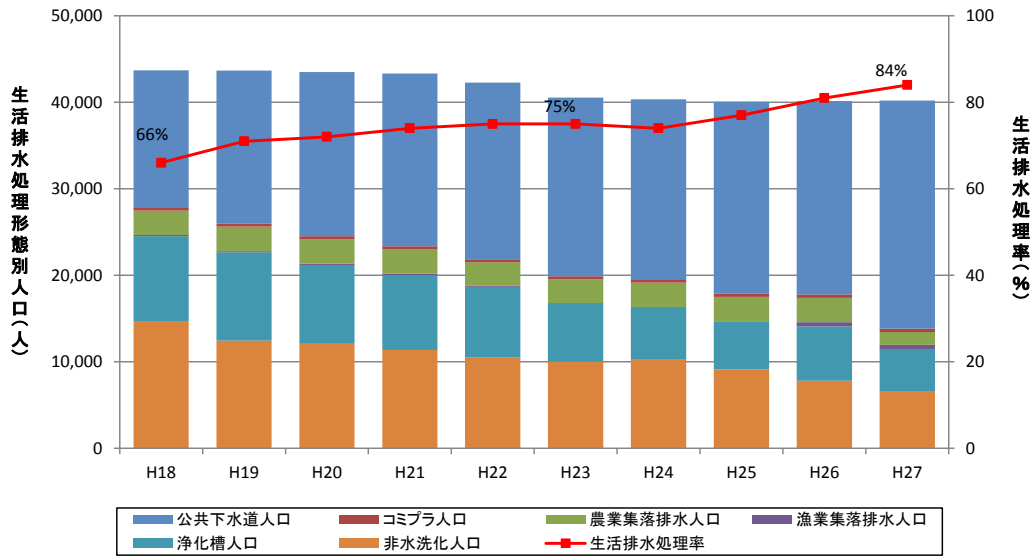


図 4-2 生活排水処理系形態別人口及び生活排水処理率の推移

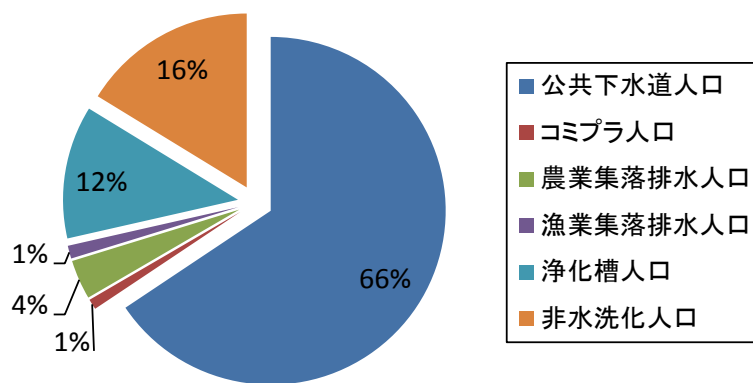


図 4-3 平成 27 年度の生活排水処理形態別割合

(2) し尿及び浄化槽汚泥発生量

し尿及び浄化槽汚泥発生量を表 4-2 に、その推移を図 4-4 に示します。なお、これら発生量は東松島市内から石巻広域西部衛生センターへ持ち込まれた搬入量となります。

表 4-2 し尿及び浄化槽汚泥発生量

単位：kℓ

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
し尿及び汚泥発生量	17,988	17,232	16,612	15,748	14,384	11,961	10,973	11,241	10,416	9,326
し尿	9,065	8,365	7,857	7,288	6,626	5,296	4,257	4,257	3,607	3,440
浄化槽汚泥	8,923	8,867	8,755	8,460	7,758	6,665	6,716	6,984	6,809	5,886
1人当たり 年間し尿排出量 (ℓ/人)	616	672	650	642	633	529	413	467	462	528
1人当たり 年間汚泥排出量 (ℓ/人)	909	870	961	974	947	984	1,116	1,259	1,084	1,185

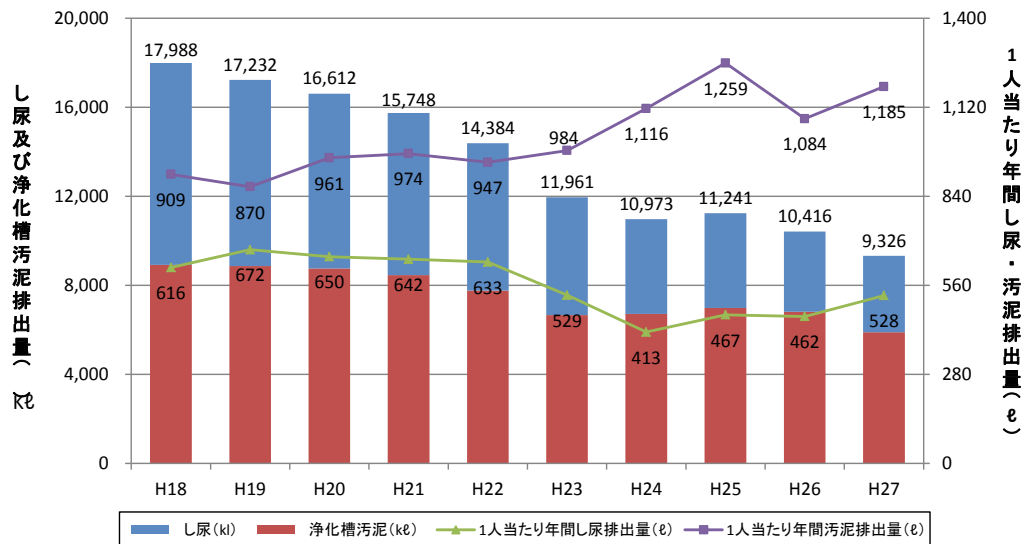


図 4-4 し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移

4.1.3 本市の生活排水処理事業

(1) 生活排水処理事業の概要

生活排水を運搬・処理するための管渠や各生活排水処理施設は表 4-3 に示す生活排水処理事業により整備しています。

表 4-3 生活排水処理事業

事業	概要	設置・維持 管理主体	普及人口(人) (H27)	所管
単独公共下水道事業	市が単独で下水道を整備する事業	東松島市	26,367	国土交通省
流域関連 公共下水道事業	複数市町村の下水を処理する流域下水道 ^{※1} へ接続するための下水道を整備する事業	宮城県		
農業集落排水施設 整備事業	農業集落の環境改善、農業用排水の水質保全 を図るために農業振興地域内で管渠、処理場 等を整備する事業	東松島市	1,473	農林水産省
漁業集落排水施設 整備事業	漁業集落の環境改善、漁港の水質保全を図る ために管渠、処理場等を整備する事業	東松島市	483	
コミュニティ プラント事業	集合住宅や集落等の生活排水を処理するた めに小規模な下水処理施設を整備する事業	東松島市	390	環境省
浄化槽設置整備事業 (個人設置型)	下水道や集合処理の未整備地区において、個 人が合併処理浄化槽を設置することに対し、 その費用の一部を助成する事業	個人	2,482 (2,485 ^{※2})	

※1：流域下水道とは、幹線管渠と終末処理場の基幹施設から構成され、原則、都道府県が設置、管理しています。

※2：個人で浄化槽を設置している人口は 4,967 人ですが、そのうちの 2,485 人は単独処理浄化槽による処理を行っており、合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

(2) 各生活排水処理事業の内容

1) 流域関連公共下水道事業

流域関連公共下水道事業の事業計画諸元概要を表 4-4 に、財政計画書を表 4-5 に示します。

なお、本事業で対象とする汚水は表 4-6 及び表 4-7 に示す石巻浄化センターで処理しています。

東松島市流域関連公共下水道事業計画（平成 27 年 3 月変更）では、平成 47 年度を目標年度に下水道の整備計画を立てています。本市合併前の平成 4 年度より事業に着手しており、平成 26 年現在では事業計画面積に対して 74.3%の整備率となっています。

表 4-4 事業計画諸元概要

項目 (単位)		全体計画	事業計画	
計画目標年次		平成 47 年度	平成 32 年度	
計画区域面積 (ha)		1,200.0	1,042.7	
計画人口 (人)		36,400	34,320	
計画汚水量 (m ³ /日)	日平均	家庭汚水	8,320	8,580
		工場排水	53	53
		施設排水	446	446
		地下水	1,600	1,544
		計	10,419	10,623
	日最大	家庭汚水	10,400	10,811
		工場排水	133	133
		施設排水	703	703
		地下水	1,600	1,544
		計	12,836	13,191

表 4-5 財政計画書

単位：千円

項目	管渠		雨水排水 ポンプ場	計
	汚水	雨水		
事業費	33,209,200	25,837,920	22,201,462	103,648,582
工事費	27,804,600	12,918,960	11,100,731	51,824,291
本工事費	24,888,616	10,197,228	8,189,794	43,275,638
測量及び試験費	2,180,570	2,721,732	2,343,719	7,246,021
用地及び補償費	735,414	0	567,218	1,302,632
事務費	1,226,100	689,700	617,866	2,533,666
計	29,030,700	13,608,660	11,718,597	54,357,957

表 4-6 石巻浄化センターの概要

施設名称	石巻浄化センター（北上川下流流域下水道）
所在地	石巻市蛇田字新メ切 5-2
敷地面積	7.7ha
放流先の名称	旧北上川
関連市町村名	石巻市、東松島市（2市）
幹線名	石巻幹線、矢本鳴瀬幹線、河南幹線
ポンプ場名	矢本ポンプ場、河南ポンプ場、鳴瀬ポンプ場
事業着手年度	平成 3 年度
供用開始年月日	平成 10 年 4 月 1 日
当初事業計画認可年月日	平成 4 年 4 月 13 日

表 4-7 石巻浄化センターの全体及び事業計画の概要

計画諸元			全体計画 (平成3年度～平成47年度)	事業計画 (平成3年度～平成32年度)
計画処理面積	ha		3,554.3	2,934.1
計画処理人口	人		104,600	104,490
計画処理水量	m ³ /日		46,262	42,428
処理能力	m ³ /日		48,500	39,350
系列数	列		3	2
管渠延長	km		27.6	27.6
ポンプ場数	箇所		3	3
処理方式			標準活性汚泥法	標準活性汚泥法
計画流入水質	BOD	mg/ℓ	229	222
	SS	mg/ℓ	184	173
計画放流水質	BOD	mg/ℓ	15	15
	SS	mg/ℓ	27	27

出典：宮城県土木部 東部下水道事務所

2) 農業集落排水施設整備事業

農業集落排水施設の概要を表 4-8 に示します。

本市では、農業集落における生活環境の整備及び農業用水の水質保全を図るため、農業集落排水処理施設を整備しています。

表 4-8 農業集落排水施設の概要

施設名称	北赤井アクアクリーンセンター
地区名	北赤井地区
所在地	東松島市赤井字川前四 266-2
供用開始	平成11年4月1日(一部)
計画汚水量	日平均 597 m ³ /日 日最大 729 m ³ /日
処理形式	OD方式(オキシデーショントッチ方式)
計画人口	2,210人
計画戸数	469戸

3) 漁業集落排水施設整備事業

漁業集落排水施設の概要を表 4-9 に示します。

本市では、漁港及び周辺水域の浄化を図り、漁業振興および生活環境の保全を図るため、漁業集落排水事業を整備しています。

表 4-9 漁業集落排水施設の概要

施設名称	室浜地区漁業集落排水処理施設	大浜地区漁業集落排水処理施設	月浜地区漁業集落排水処理施設
位置	東松島市宮戸字神ノ前 26 番地 2	東松島市宮戸字二ツ橋 8 番地 4	東松島市宮戸字村 82 番地
処理区域	室浜区	大浜地区(大浜台地内)	月浜地区
処理対象	汚水、し尿を含む生活廃水		

4) 合併浄化槽整備事業

合併浄化槽整備事業の概要を表 4-10 に示します。

本市では、合併浄化槽の整備を進めることにより、生活排水による水質汚濁の防止や環境の保全を図り、市内全域の環境衛生の向上に努めるものとしています。

なお、本事業は東松島市循環型社会推進地域計画(平成 27 年 12 月)に基づいて整備を進めています。

表 4-10 合併浄化槽整備事業の概要

事業名	浄化槽設置整備事業
事業対象地域	・流域関連公共下水道事業全体計画区域外 (うち事業認可区域外は対象) ・集落排水事業区域外
整備規模	5 人槽を 25 基 (75 人分) 6~7 人槽を 100 基 (300 人分)
事業計画額	49,700 千円

(3) し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業等の許可業者数を表 4-11 に示します。

本市でのし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者によることとしています。収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、石巻広域西部衛生センターへ運搬されています。

表 4-11 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業等の許可業者数

種類	許可業者数
し尿	3 社
浄化槽汚泥	5 社

(4) し尿及び浄化槽汚泥の処理

石巻広域西部衛生センターの概要を表 4-12 に示します。

合併浄化槽の汚泥及び汲み取り便槽からのし尿を同センターに搬入し、処理しています。

表 4-12 石巻広域西部衛生センターの概要

施設名称	石巻広域西部衛生センター
所在地	石巻市北村字群田 51 番地 1
敷地面積	35,830 m ²
建築面積	処理棟 1,864 m ² 管理棟 350 m ²
処理能力	150kℓ/日 (し尿 110kℓ/日 浄化槽汚泥 40kℓ/日)
処理方式	膜分離型高負荷脱窒素処理+高度処理
竣工年月	平成 7 年 2 月

(5) 近隣市町村における生活排水処理状況

本市と近隣市町的生活排水処理状況及び今後の整備目標を表 4-13 に示します。なお、近隣市町として、宮城県下で人口規模が同程度の岩沼市、亶理町、利府町の 3 市町を対象としています。

平成 26 年度における本市及び亶理町的生活排水処理普及率は宮城県平均を少し下回っています。平成 47 年度までには本市を含む 4 市町とも生活排水処理普及率 100%を目指し、各生活排水処理施設の整備を進めていくこととしています。

表 4-13 本市及び近隣市町的生活排水処理状況及び今後の整備目標

		平成 26 年度	平成 37 年度 ^{※1}	平成 47 年度 ^{※1}
生活排水処理普及率 ^{※2}	東松島市	87.5	100.0	100.0
	岩沼市	96.6	99.3	100.0
	利府町	97.6	98.7	100.0
	亶理町	87.3	96.3	100.0
	(参考)宮城県	89.2	96.0	98.3
下水道普及率 ^{※3}	東松島市	74.3	89.5	89.9
	岩沼市	90.7	93.4	93.6
	利府町	95.6	96.0	96.3
	亶理町	74.0	79.0	79.0
	(参考)宮城県	79.3	84.3	86.6
集落排水普及率 ^{※3}	東松島市	5.3	4.3	4.3
	岩沼市	2.3	0.0	0.0
	(参考)宮城県	3.5	3.0	2.0
浄化槽普及率 ^{※3}	東松島市	7.9	6.2	5.8
	岩沼市	3.7	5.8	6.4
	利府町	2.1	2.7	3.7
	亶理町	13.3	17.3	21.0
	(参考)宮城県	6.4	8.8	9.7

※1: 宮城県生活排水処理基本構想の整備目標年度が平成 37 年度及び平成 47 年度で設定されているため、本計画でも同様の年度で記載しています。

※2: 整備計画に対する実際の整備割合

※3: 生活排水処理施設に占める各処理施設の割合

出典: 宮城県生活排水処理基本構想 (平成 28 年 6 月)

4.1.4 生活排水処理に係る課題

本市の生活排水処理に係る評価及び課題を表 4-14 に示します。

表 4-14 本市の生活排水処理に係る評価及び課題

生活排水処理に係る項目	評価及び課題
生活排水処理全体	・生活排水処理率が上昇している。 74% (H21) → 84% (H27) : 10%の上昇
公共下水道	・公共下水道の供用開始済み地区において、浄化槽から公共下水道への転換が進んでいない。
浄化槽	・合併処理浄化槽整備区域の整備 (個人設置型) が進んでいない。

4.2 生活排水処理基本計画の策定

4.2.1 生活排水処理の基本方針

河川や海といった公共用水域の水環境を保全するためには、普段の生活や事業活動で生じる生活排水を生活排水処理施設において、適切に処理し、大切な水資源を循環利用する必要があります。

本市では、今後 10 年間で実施する生活排水処理事業の方向性として、以下の基本方針を掲げ、適切な生活排水処理の推進に取り組んでいきます。

<基本方針 1 >

公共下水道事業の計画区域における下水道整備を進めます

<基本方針 2 >

公共下水道の未接続世帯に対して、接続を促し、生活排水処理率の向上に努めます

<基本方針 3 >

単独処理浄化槽やくみ取りし尿によってし尿を処理している市民に対し、下水道への接続あるいは合併処理浄化槽への転換を促し、生活排水処理率の向上に努めます

4.2.2 数値目標の設定

生活排水に処理に係る数値目標として、以下の数値目標を掲げ、平成 38 年度までの達成を目指します。

生活排水処理に対する目標値（目標年度：平成 38 年度）

生活排水処理率に対する目標値 : 100%

（平成 27 年度実績比：16%上昇）

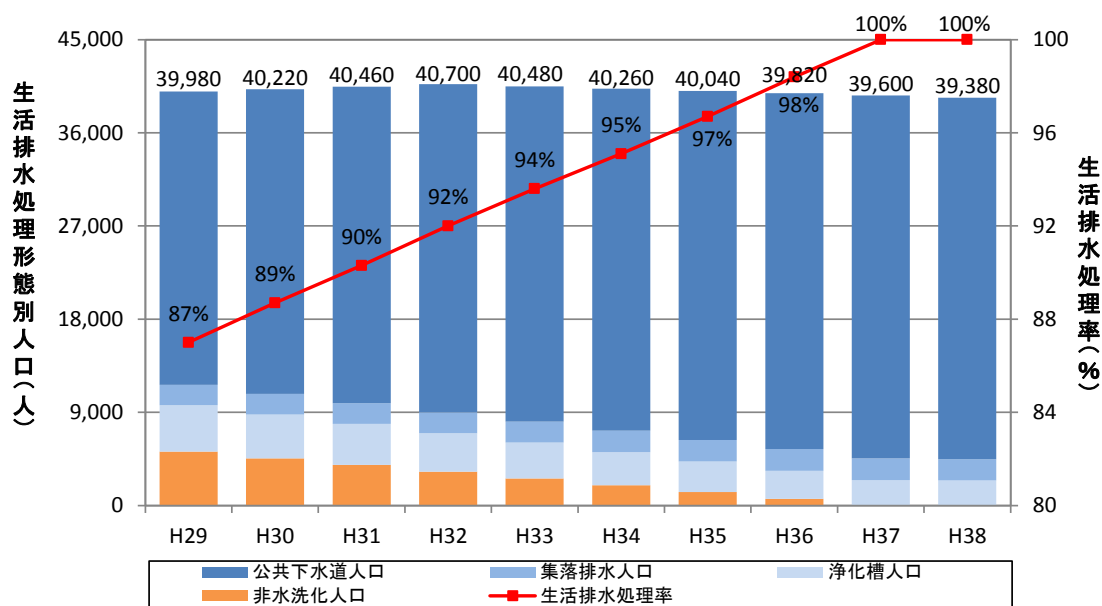
4.2.3 生活排水処理形態別人口及び処理量の見込み

(1) 生活排水処理形態別人口の見込み

図 4-5 に本計画の計画期間である平成 29 年度から平成 38 年度までの生活排水処理形態別人口の推移見込みを示します。

現在(平成 27 年度時点)の生活排水処理率は 84% となっていますが、平成 37 年度には 100% へ達することを見込んでいます。

なお、集落排水人口は、農業集落排水及び漁業集落排水を利用する人口の合計数です。



※棒グラフの青系色は水洗化人口を、橙系色は非水洗化人口を示しています。

図 4-5 生活排水処理形態別人口の推移見込み

(2) 生活排水発生量の見込み

図 4-6 に浄化槽汚泥及びし尿発生量の見込みを示します。

浄化槽汚泥及びし尿の発生量は、下水道への接続や合併処理浄化槽への転換に伴って減少することが予想されます。水洗化が完了する平成 37 年度以降は、くみ取りし尿からのし尿発生がなくなる見込みです。

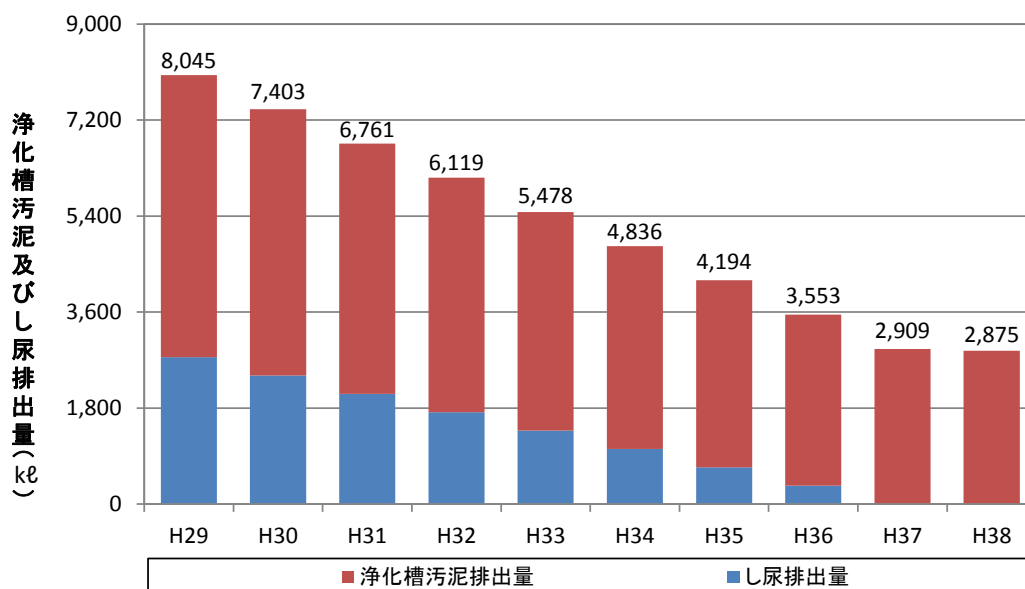


図 4-6 浄化槽汚泥及びし尿発生量の見込み

4.2.4 生活排水処理に係る施策

(1) 普及啓発への取組み

生活排水処理率の向上へ向けた普及啓発の実施

生活排水処理率の向上を図るため、以下の施策に取り組めます。

■ 市報等を用いた普及活動の PR を実施

市報等を用いて、下水道への接続や合併処理浄化槽の普及活動の PR を行い、下水道への接続や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

■ 下水道事業に対する住民の理解を促進

下水道フェア等のイベント開催時に、下水道事業の内容や必要性に対する住民理解を深める活動を積極的に行い、生活排水処理率の向上に繋げていきます。

■ 未接続世帯に対する PR 活動を実施

下水道供用区域における未接続世帯に対し、パンフレット等での PR 活動を行い、生活排水処理率の向上に努めます。

施設の整備及び適切な維持管理の実施

生活排水処理に必要な施設の整備や適切な維持管理を行っていくため、以下の施策に取り組めます。

■ 下水道事業（北上川下流域関連）を推進

下水道事業について、平成 37 年度の整備完了を目標とし、計画的な整備に努めます。また、整備に伴って発生する発生土を再利用することで、事業の早期整備及びコスト削減に取り組めます。

■ 合併処理浄化槽整備事業を推進

合併処理浄化槽整備事業による整備促進を行い、平成 37 年度までの整備完了を目指します。

■ 生活排水処理施設の適切な維持管理を実施

市が管理する下水道管渠や集落排水処理施設について、今後も適切な維持管理を行います。

生活排水の適切な処理の継続

生活排水の適切な処理を継続していくため、以下の施策に取り組めます。

■ し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬を継続

くみ取りし尿から発生するし尿、浄化槽汚泥から発生する汚泥は、今後も許可業者による収集・運搬を継続していきます。

■ し尿及び浄化槽汚泥の処理を継続

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥を石巻広域西部衛生センターで適切に処理していくため、各関係機関との連携を継続します。また、石巻広域西部衛生センターより搬出される焼却灰は東松島市一般廃棄物最終処分場で適切に埋立処分していきます。

集落排水施設については、適切な維持管理を継続していきます。

